

# 平成29年第1回定例会議事日程（第2号）

平成29年3月9日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 吉富町債権管理条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第9 議案第8号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第9号 平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第10号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 議案第11号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第12号 平成29年度吉富町一般会計予算について
- 日程第14 議案第13号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第14号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第15号 平成29年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第17 議案第16号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第17号 平成29年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第18号 教育長の任命について
- 日程第20 議案第19号 町道路線の廃止について
- 日程第21 請願第1号 玄海原発の再稼働に反対する請願

平成29年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成29年3月9日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 3月9日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明  
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦  
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子  
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋  
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|         |       |         |       |
|---------|-------|---------|-------|
| 町 長     | 今富壽一郎 | 会計管理者   | 田中 修  |
| 教 育 長   | 園田 陽一 | 住 民 課 長 | 瀬口 浩  |
| 総 務 課 長 | 守口 英伸 | 健康福祉課長  | 上西 裕  |
| 企画財政課長  | 奥田 健一 | 産業建設課長  | 赤尾 慎一 |
| 税 務 課 長 | 峯本 安昭 | 上下水道課長  | 赤尾 肇一 |
| 教 務 課 長 | 江河 厚志 |         |       |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|     |       |
|-----|-------|
| 局 長 | 奥邨 厚志 |
| 書 記 | 太田 恵介 |

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、太田議員、梅津議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 議案第1号 吉富町債権管理条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第1号吉富町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

議案第1号吉富町債権管理条例の制定についてでございます。

本町では、財政の健全化及び町民負担の公平性の確保に向け、町が保有する債権について全庁が一体となり、徹底した徴収強化に取り組んでおります。

そこで、町が保有する債権を適正に管理するために必要な事項を定める条例の整備が必要となり、今回吉富町債権管理条例を制定するものでございます。

それでは、条文の内容に入ります。

第1条は、この条文を定める目的の規定でございます。債権管理に関する事務処理について、一般的な基準などを定めることにより、一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行政運営と町民への安心の提供を明らかにするものです。

第2条は、本条例内の用語について定めたものでございます。1号に規定する町の債権を、地方自治法第240条にならった定義とし、行政サービスに対する支払いを含む全ての債権を対象とします。

2号、非強制徴収公債権は、公法上の債権のうち国税徴収法の例による滞納処分の規定がなく、裁判所への強制執行の申し立てにより回収する債権となりまして、生活保護費の返還金などが該当いたします。

3号、私債権は、公法上の債権のうち契約等の当事者の合意により発生する司法上の金銭債権で、非強制徴収債権と同様に、自立執行権を有さない債権となり、町営住宅使用料、それから奨学金の返還金などが対象となります。

次の第3条では、法令等との関係について規定をしております。町の債権管理の事務は、ほかの条例で定めがある場合を除き、この条例に基づき処理をします。上位法となる法律に定められている場合は、それらの規定が優先されることとなります。

第4条は、町長の責務についての規定です。町の債権に対する法令等の規定に沿った適正な処理と、管理に必要な町内の連携や適正な運用に係る措置など、必要な手続の整備に努めなければならないとする責務の規定でございます。

第5条は、債権に関する管理台帳についての規定でございます。債権の適正管理には、情報の記録が重要であるため、様式や記載内容を統一した債権管理台帳を作成いたします。

なお、必要な事項と台帳様式は規則で定めることとなります。

第6条は、債権の徴収停止について規定しています。地方自治法施行令第171条の5、各号に規定する場合や債権者が失業、入院等のために無収入の状態である場合や、債務超過状態で納付が困難であると認められる状況であるなど、分割納付では対応できないと判断したときは、徴収を停止して債権の保全と回収をしないことを規定したものでございます。

第7条では、債権放棄について定めています。債権は、全額回収することを原則としていますが、債権を効率的かつ合理的に管理するために、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがない債権について、条件を限定したところで債権を放棄できることとしております。

債権者の資産状況等から、将来的にも回収困難が認められる債権や、債権者の所在不明等で時効の援用が見込まれない債権、法的手続など手段を尽くしてもなお回収が見込まれない債権について、適切な手順を踏んだ上で、ここにごございます第1号から第8号に該当する場合は、債権を放棄するものと規定しています。

第8条は、議会への報告について定めたものでございます。適正な債権管理業務を遂行するため、債権を管理する各担当課が時効管理を初め、納付折衝の記録や放棄事由を明確にした上で、吉富町財務規則第44条歳入の不納欠損処分による事務処理を行い、議会へ報告するものでございます。

第9条は、債務者情報の利用について定めたものでございます。この条では、適正な債権管理を行うため、やむを得ない債権者への強制執行手続または徴収停止や債権放棄という手続の際、町内における債務者の情報の利用や提供について規定しております。

第1項では、本条例に規定する徴収停止、債権放棄、地方自治法施行令に規定する強制執行等、履行期限の繰り上げ、徴収停止、履行延期の特約等、さらに免除の措置を講ずる場合に、その判断に必要な情報の利用や提供について規定しています。

第2項では、債務者の所在が不明な場合における債務者の基本4情報、氏名、性別、住所、生年月日や電話番号、その他連絡先を必要な範囲内での利用や提供ができるよう規定しております。

第3項では、債務者の情報の利用や提供に関して、当該債務者や第三者の権利や利益の保持について規定しております。

第10条は、委任の規定です。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというものでございます。

次に、附則についてでございます。

第1条、施行期日です。この条例は公布の日から施行するものであります。

第2条、経過措置についてでございます。本条例第9条中の引用条例、吉富町個人情報保護条例第2条第6号の経過措置についてでございます。

平成27年12月18日施行の吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例において、第2条第4号の次に第5号を加え、以下の号を繰り下げると規定しております。

この規定は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第5号に規定する政令で定める日からの施行となっており、今回政令において施行日が平成29年5月30日と規定されたため、条例第9条の規定の適用について、吉富町個人情報保護条例第2条第6号とあるのは、平成29年5月29日まで同条例第2条第5号とすると、この経過措置において規定するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をして「議長」と発声のあと、私から発言の指名を受けてから行ってください。必ず守ってください。

それでは、本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今条例の債権管理条例についての説明を受けました。この条例に関して、ちょっと若干私も聞きたいことがあったんですが、法令のもとに、法令に基づいた法の中での条例制定だと思うんですが、例えば県とか他の市町村の場合の条例とは、これ比較とかされたんでしょうか。何かそれを前提にされてるんでしょうか。

例えば、はっきり言えば吉富町独自の規定の部分があるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 関連がございますので、私のほうでお答えさせていただきます。

この条例の作成につきましては、他の市町村でも同様な条例がございますので、その条例を引用、参照しましてこの条例を作成しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第7条、債権の放棄のところの一番下、8項ですか、ここで町長は調査の見込みがないものと決定したときであるんですけども、では町長が調査の見込みがないというふうに判断する根拠みたいなものは、何か規定があるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは、私のほうでお答えします。

この件につきましては、一応文章的には法律上の争いがある場合において、町長の勝訴の見込みがないと決定したときということ、判例とかそういったものになろうかと思いますが、特段今のところそういう事例がございますので、今後細かなことは運用とか、要項とか、そういったもので決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この新しい条例とお聞きしましたが、大変債権の支払いが少ないということで、対応が難しいというようなことだろうかと思いますが、背景があると思うんですね。こうこうこういう事例があったと、それとか、ぜひこれを条例を制定しないとできないとかいう、そういう背景があるかと思いますが、この条例を制定する背景っていうんですかね、ちょっとその説明をわかりやすくお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

まず、背景ですが、冒頭企画財政課長が御説明しましたが、財政の健全化と町民負担の公平化でございます。

それと、この背景につきましては、ここに書いているのは主に私債権のことございまして、公債権、特に税につきましては地方税法、国税徴収法により債権のいろんな規定がされております。

私債権につきましては、民法上の規定となりますので、さまざまなことが民法の規定に準ずることになります。

それで、今回この債権管理条例を定めましたのは、取れる債権、それから放棄する債権をしっかり分別をしていこうと。それと、放棄する債権につきましては、時効の援用ということが必要となってきます。この債権管理条例をつくることによって、時効の援用をしなくても債権の放棄

ができるというところで、これがまた一つの要素になろうかと思えます。

それと、自立執行権のないこの私債権ではございますが、今後この債権管理条例をもとにしまして、さまざまな要項、要領を策定していきまして、適正な運用を図っていきたいというふうに今のところ思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第2条の3項、私債権ですね、これについて先ほどの説明で、住宅使用料とか奨学金の返済金という具体例が示されたんですけども、もっと具体的に今言ってもらえるものがありましたら、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 私のほうでお答えします。

主に私債権の代表なものとしましては、先ほど言いました住宅使用料、それから水道料がこれに当たります。それと、駐車場の使用料、それから先ほど言いましたが奨学金の返還金等がこの主な私債権でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号吉富町債権管理条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第2号 吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第2号吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

6ページをお願いいたします。吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例であります。3つの条例の一部改正でございます。第1条から第3条までの条立てで構成をしております。

第1条は、吉富町個人情報保護条例の一部改正であります。資料ナンバー1、新旧対照表

1 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

第1条、吉富町個人情報保護条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。第19条の3、第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と言われてますが、番号法が一部改正され、「第26条」が新たに追加されました。これにより、旧第26条以後の条が1条ずつ繰り下げられたため、「第28条」を「第29条」とするものでございます。

第2条は、吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正であります。新旧対照表2ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

第2条、吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち吉富町個人情報保護条例第2条の改正規定中「番号法第23条第1項及び第2項」の次に、「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。という改正です。

番号法第23条第1項及び第2項の規定の内容は、番号法で提供が認められている特定個人情報を提供した場合には、その経緯を電子計算機に記録し、一定の期間保存しなければならないというものが第23条第1項、第2項の規定内容となっておるところでございます。そこに、「これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。」と追加されました。

この番号法第26条の規定は、条例で提供が認められている特定個人情報を提供した場合の準用規定で、先ほど番号法で提供が認められている個人情報についてと同様に、条例で提供が認められた特定個人情報を提供した場合においても、記録と保存をしなければならないという規定でございます。

第3条は、吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。

新旧対照表3ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

第3条、吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。番号法の一部改正により、第19条に第8号が新たに追加されました。これにより、旧第19条第8号以後の号が1号ずつ繰り下げられたため、「第19条第9号」を「第19条第10号」とするものでございます。

附則、この条例は平成29年5月30日から施行する。

番号法の改正は、平成29年5月30日から施行されますので、それにあわせて条例を施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今るる説明がありました。この各条の番号下げ、あとは26条の文言追加とかをお聞きしました。これらの改正以外の町独自の改正及び訂正、修正などがありますでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 法に基づく改正でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第3号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第3号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

本日差しかえをお願いいたしました議案書8ページと、同じく本日差しかえをお願いいたしました新旧対照表4ページをごらんください。

特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第26の項中「180,000円」を「480,000円」に改め、これは産業医の報酬を

改めるものです。吉富町職員の労働安全衛生に関し、産業医に深くかかわっていただくため、平成28年度から新たに産業医の報酬、年額18万円を追加したところです。その後、昨年からは産業医になっていただける方を探しているのですが、いまだになっていただける方がありません。報酬額を増額して、改めて探したいと思っております。

改正前の報酬額18万円の算出根拠は、本町の3歳児健診等の業務委託料から算出いたしましたが、豊前築上医師会に相談をしたところ、京築管内の相場は月額4万円程度ということでございましたので、4万円掛け12カ月分、48万円と今回改正をお願いするものでございます。

その下、その次ですね。同表32の項中「123,000円」を「128,000円」に改め、これは学校司書の報酬を改めるものでございます。平成29年度に町の臨時職員の賃金を3年ぶりに増額改定をさせていただいております。臨時職員であるフォーユー会館の図書司書にあわせて、学校の司書の給与月額を12万8,000円に増額するものであります。

算出の根拠は、町職員の短大卒の初任給から算出をいたしております。

同表第47の項中「114,000円」を「146,900円」に改め、これは子育て支援指導員の報酬を改めるものです。子育て支援指導員の補助をする臨時職員である子育て支援指導員補助者の賃金を、平成29年度に増額改定いたしております。この改定率にあわせて、子育て支援指導員の月額報酬を14万6,900円に増額するものであります。

同表48の項中「129,000円」を「146,900円」に改め、これは放課後児童支援員の月額報酬を改めるものです。子育て支援指導員の報酬月額にあわせるため、放課後児童支援員の月額報酬を14万6,900円に改めるものでございます。

同表55の項中「埋蔵文化財発掘調査員」を「文化財専門員」に名称を改め、「180,000円」を「225,000円」に改める。埋蔵文化財発掘調査員は、現在週4日の勤務ですが、平成29年度から週5日の勤務とし、文化財部門全般にわたり専門知識をもって業務を行ってもらうこととし、名称を文化財専門員に改めるとともに、勤務日数の増加割合を乗じて、月額報酬を22万5,000円に改定するものでございます。

附則、この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

失礼します。ちょっと間違いがございました。同表47の項中、「14万1,000円」というところを「11万4,000円」と答弁いたしておりました。失礼いたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと聞き漏らしたんですが、学校司書のところで、説明の中

に算定基準として短大卒女子の金額に合わせたというようなことがあったと思いますが、これは、  
ということは女子に限るということなんでしょうか。その辺をちょっと。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

町職員の短大卒の初任給（「あ、初任給か」と呼ぶ者あり）はい、初任給から算出しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これは新旧対照表、今のこの別表、この中でちょっと3カ所聞きたいのでどうします。3問先に言わんと、同一質疑3問になるんですね。

○議長（若山 征洋君） 先に。

○議員（2番 山本 定生君） 先に言わんにやだめ。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（2番 山本 定生君） はい、そうですか。わかりました。

まず1番、産業医の件ですが、今金額の訂正について説明を受けましたが、これは議会も前回議決してるんで、我々にも責任があるんですが、前回の規定1万5,000円の根拠というのはどうなんですかね。あと今後、今回この4万円に変えることによって、引き受け手がありそうなのか、なさそうなのかというのがまず1点。

2番目の別表46番、47番の子育て支援指導員と放課後児童支援員、この方々は今現在どこに配置されて、何名おられるのかと、この2つは特別職なんですけど、たしか資格に大きな違いがあったと思うんですよ。どちらかにちょっと条件が高いんじゃないかと。これが、以前は差があったんですが、今回同額になると、これはこの金額でいいのか、その根拠というのが1つ。2番目ですね。

3番目、別表54番、文化財専門員、旧名が埋蔵文化財発掘調査員ですね。これたしかこれも新規で以前出たと思うんですが、最初に制定されたときの金額、たしか一度上げたんやなかったかなと記憶があるんで、ちょっときょう確認までできなかった。ちょっとその辺聞きたいので、今回何度目の改正になるのか、報酬改正ですね。

これで、この改正額で十分この元埋蔵文化財発掘調査員ですか、一番最初制定のときは、たしか人が集まらなかったと思うんですね、これも。これで大丈夫なのか、ちょっとその3点をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、私から産業医についてお答えいたします。

産業医、去年18万円で予算をいただきましたが、その際は町の3歳児健診の業務委託料から算出しております。それが約2時間から3時間来ていただきまして1万5,000円ということで、そこから算出しております。

今回、それではちょっと無理だったということで、豊前築上医師会に相談したら、やはり月額4万円が相場だという話をいただきました。この4万円で48万円にすることによって、産業医がすぐに見つかるかどうかというのも、ちょっと明確にいや、大丈夫ですということは、今言えません。

というのが、月に1回衛生委員会を開催して、それにも出席していただくというようなかわり方を持っていただきたいと思っておりますので、かなり頻繁に、月1回は必ず、もし何かあったらまた来ていただくというようなことになるので、なかなか産業医になっていただける方がいらっやらないという現状です。この近辺ではですね。ありますけども、ぜひ職員の安全衛生のために、産業医をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

子育て支援相談員でございますが、1名を配置しております。放課後児童支援員に対しましては、6名の方を配置しております。先ほど総務課長が述べたとおり、子育て支援指導員につきましては、その補助をする方の時給が968円になりましたので、それにあわせて増額をしております。

放課後児童支援員の金額でございますが、今のところ時給850円となっております。資格等をお持ちの方でございますので、保育士資格、時給968円に合わせた金額で今回改定をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えします。

今回の改正で2回目になります。平成26年と平成27年に包蔵地図の更新事業ということで、週4日間で13万7,700円を計上していました。それで、結構この包蔵地図事業がハードな関係で、主任介護支援専門員、あるいは保健婦、看護師と同額の22万5,000円を週4日で算出しまして、18万円と今の金額にしております。

それで、この金額で大丈夫かということなんですが、今のところ応募が3名来ております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 産業医のところなんですけども、先ほどちょっと説明があったんですけど、産業医の方に予定していらっしゃるその仕事の内容を、もう少し詳しく。先ほど会議に1回は必ず参加してもらわないといけないと。それから、月に何度か来てもらわなければいけなくなるだろうとかいう話だったんですけど、わかっていればもう少し内容を詳しく教えていただきたいということが1つと、あとこの産業医になる方には、何か特別な例えば精神科での経験とか、何かそういうものがあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、先ほど申しあげました吉富町の労働衛生委員会、月1回開催をしますが、それに出席をしていただく。その際に、各職場を見ていただくというような職務がございます。

それと、あとことしから、今年度から始まったストレスチェックがありますが、それで高ストレス者というふうになった方に対して、適切な指導等をお願いするという職務がございます。それが主な職務でございます。

あと、資格なんですけども、以前はお医者さん、医師の資格があればよかったみたいなんですけど、何年か前の改正、10年ぐらいになるかもしれないんですけど、改正で独自の産業医としての資格がないと産業医になれないという決まりになったようでございまして、そういったことから、なかなか今見つからないという状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと同僚議員の説明で、産業医の方がなかなか厳しいということで、この近辺に産業医の資格がないといけないということだったんですが。相場が4万円で厳しいというんで、どうなんですかね、もう少し先に上げとったほうがよくないんですかね。これでまた集まらないから、また上げるという何か2回、3回というようなことをやられるよりも、いいんじゃないかと。

特に、先ほどストレスチェックなんかも担当していただけるということなんで、多分吉富町にとっては、職員にとってかなり大事な先生だと私は思うんですね。議会から増額というのはできないんですから、ちょっとこれ我々で修正はできませんけど、ぜひちょっとその辺を検討していただきたいということと、先ほど産業医という方が資格がないといけないと言われたんですが、多分医師会のほうに聞かれたんならわかると思うんですが、この近辺でその資格があるような先生が何人ぐらいいらっしゃるんですか。そこは確認していますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

担当のほう何度も医師会と協議しながら話しておりまして、やはりいらっしゃるのはいらっしゃいます。何人かというのは、ちょっと私も今わからないんですけども、この管内にもいらっしゃいます。ですが、なかなかあの金額ではちょっと難しかったということで、人数をちょっと今何人かというのは、ちょっと申し上げられないんですが、いらっしゃるとは聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、3回目。

○議員（2番 山本 定生君） わかっています。もう産業医のほうはそういうことなんで、あとは総務の委員会のほうでまた引き続きお願いします。

できれば、これはまた途中から修正していただいて、再提出していただいてもいいと思うんで、ちょっとぜひその辺は御検討くださいね。

先ほど言われた子育て支援指導員と放課後児童支援員か、以前は差があったんですが、これね、子育て支援指導員という方のほうは、研修を受ければなれるわけですね。放課後児童支援員というのは、保育士の資格がないといけないという、その上で研修を受けるとなるという、どちらかというハードルは放課後児童支援員のほうが厳しいと私は思うんですね。

以前は安かったのが、今回は同額になるんですが、こちらのほうはどうなんでしょう。少し差がついてもおかしくないんじゃないかなと思うんですが、今後もこの金額でやられるのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

子育て支援センターに2人の職員を配置しております。一人は嘱託の子育て支援指導員ということで、もう一人の方は、その指導員を補助する方ということで、主に保育士資格等を持った方をお願いしております。そういう補佐する方の賃金と、やはり、指導員の賃金ですね、同等が適当だと考えて、今回改定をいたしました。よろしくをお願いします。（「そっちが上げるのが悪いんじゃない」「放課後児童支援員のほうがやすいんじゃない」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 済みません。放課後児童支援員のことでございますが、現状は12万9,000円ということで、今回14万6,900円、約1万7,900円ほど増額をしております。最近、厚生労働省の資料によれば、放課後児童支援員の給与を月額1万から3万円程度ふやすという考えがっております。これまた補助金にはね返ると思うんですが、先ほど申したとおり、保育士資格の単価から勤務時間数を計算したら、この計算になっておりますので、どちらの仕事がどちらかとは言えないと思います。やはり、小さいお子さん相手、放課後児童は小

学校の生徒でございますが、各々持てる力を発揮しておりますので、それなりの待遇をしたいと思います、今度改定をさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほどの産業医の件に戻りますが、産業医の配置が求められているというのは理解できる場所なんです、近隣では、どのような配置なんでしょうか。それ、ちょっとお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 近隣の市町の配置のことを（「状況、状況」と呼ぶ者あり）状況ですね。（「例えば、市とか、郡とか」と呼ぶ者あり）申しわけないですけど、ちょっと済みません、それはちょっと把握しておりません。（「じゃあ、委員会まで」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） また、戻って、子育て支援指導員と放課後児童支援員のところなんですけど、私の理解でよければ、いいかどうかですね。今聞いていて、放課後児童支援員の方は保育士の資格があると。そして、時間数というんですか、労働時間に応じて、こうやって、額が決められていると。子育て支援指導員のほうも資格が要るということですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

子育て支援センターですね、吉富町の場合は広場型ということで、一般型ということで設置しております。広場型の専任となる方、うちの嘱託職員ですね。その方の資格等は特段ございません。子育て経験もしくは子育ての行政能力に長けた人ということで、そういう方を配置することになっております。

そして、うちの町は先ほど申したとおり、その方を補助するもう1名の方ですね、2名配置して常時しなければなりませんので、保育士資格、そういう資格を持った人を配置しておりますので、その方の単価と、時間給の単価と専任の職員の単価は同等か、もしくは同等以上が適切と思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） そうですね。子育て支援指導員は2名いらして、専任のほうは資格がないと。ですよ。資格がなくてもいい。補助をする人は資格がある。ある人を配置する。2人の人の給料は一緒ということですね。

じゃあ、子育て支援指導員の人の労働時間と放課後児童支援員の方の労働時間というのは違うんですよね。学童保育のほうが少ないですよね、時間的には。どうなんですか、その辺は。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

週35時間以内ということで、時間数にしては同じでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。——ないようですが、私ちょっと気になることがありますんで、健康福祉課長に確認します。960円とさっき言ったけど、近隣とどうあるんか。安いんか、高いんか、それだけ。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

968円が高いか、安いかと一概に言えませんが、うちの町の今度保育士の時給は968円となっておりますので、うちの町はそのベースを保育事業に、必要な人材の基礎ベースにしております。

なお、近隣で一番高いところは、時間数もここは短いんですが、時給にすると1,100円ほどのところもあります。そのとこと、行政でまちまちでございます。

以上でございます。（「安いんか、高いんか、答えんと」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） なぜ、聞いたかちゅうと、確認したかちゅうと、ときどき、わし、見に行くんじゃけど、大変な仕事と思う。子供さん相手の仕事。だから、聞いたんです。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

## 日程第5. 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書10ページ、新旧対照表5ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表2表中「行政職給料表級別標準職務表」を「行政職給料表級別基準職務表」に、「標準職務」を「基準となる職務」に改め、これは平成26年の地方公務員法の一部改正により、給与条例に級別基準職務表を明記するものという規定がなされました。本町の給与条例には、それ以前から、名称は異なりますが、級別標準職務表を明記しておりましたので、平成26年の地方公務員法の改正を受けての改正は行いませんでした。しかし、今回、職員の職務を見直しを行うに当たり、地方公務員法の規定に合わせて、標準職務から基準職務というものに改めるものでございます。

同表3級の項中「係長及び」を削り、現行では3級係長と4級係長が存在しますが、係長は4級とし、3級は主査の職務と主任主事の職務とするものでございます。

同表4級の項中「1 課長補佐及び保育園長の職務 2 相当困難な業務を処理する係長の職務」を「係長の職務」に改め、これは現在存在しない課長補佐を廃止するとともに、保育園長の職務は現行の4級から5級の主幹の職務に変更するものでございます。

同表5級の項中「参事」を「主幹」に改める。現在存在しない参事を廃止するとともに、保育園長などの施設の長は主幹の職務として、5級に位置づけるものでございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、職員給与に関する説明がありました。今回、この改正で係長は3級から4級に昇給ということでよろしいのでしょうか。

ということと、先ほど課長補佐と参事という文言ですね。なくす。現在課長補佐という役職がないから廃止ということなんですが、もう今後、この役職自体が吉富町では廃止ということと違っていいのかが、2点目。

もう一つ、保育園長さんも、じゃあ、今回で主幹に上がるということで、これも昇給という形でよろしいのでしょうか。

ちょっとその3点をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現行では、係長に昇格しても3級のままだという係長がいましたが、今後は係長になったら、すぐに4級に昇格をするということでございます。

課長補佐につきましては、これからも、課長補佐という職種がなくなったということでございます。

3点目の園長であります、園長は、今は4級でございますが、4月1日、この条例が改正されれば、5級ということに格付をされます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 今度の改正なんですけども、職員の勤務評価に、表がたしか来年度から施行されるんじゃないかと思いますが、それに関しての改正とは関係ないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

勤務評価は今年度、平成28年度から、もう始まっております。この改正は、地方公務員法の改正によりまして、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることから、この改正を行っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） ちょっと参考までにお伺いしますが、この改正が行われた場合、年間ベースでどのぐらいのアップになるか、わかりますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

金額は計算をしておりません。と申しますのが、人事、任命権者がどなたを係長にするかという事は、まだ、わからないので、誰になるかによって金額が変わってきますので、出すことができないということで、把握しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この際、ちょっとお聞きしますが、ここに現行法と改正案とありますが、どちらにも同じ書き方をされとる部分があるわけですが。相当困難な業務を処理する者と。課長とか、係長とか、これ非常に曖昧なんです、内規ちゅうんですか、こういうことをするとかちゅうことは、今までのただの主幹、ただのちゅうたら悪いな、主幹はないけれど、係長になると前より困難など、こういう業務をせならんとかいうようなことがあるんかなと思いますが、そういうのは存在するんでしょうか。それだけでいいですよ。説明できれば。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現行では、係長が3級係長、4級では相当困難な業務を処理する係

長と2つ区分されております。これは議員さんおっしゃるとおり、明確ではないということでもありますので、今回4級係長はもう4級というふうに位置づけるものでございます。内規は、ある程度、係長として職務経験を積んだら4級に昇格するというようにしておりました。課長は、そのまま、相当困難な業務を処理する課長というのが残ってしまったんですが、これにつきましても、ある一定年数を課長としての職務として存在し、なおかつ、成績が優秀であれば、6級に昇格するという運用をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これもこの際聞きますが、同じ課長でも、しっかりやりよる課もあれば、そうでもない、というの、うわさでは町民からも聞きますが、そういう方もやっぱり同じように相当困難な業務という内規の中で、これこれちゃんとやっていますよということが評価の中にあるわけですか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ことしから始まった人事評価制度に基づきまして、職員の評価をしております。課長も同様に評価をしております。それに基づいて、6級に昇格する職員が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 最後。

○議長（若山 征洋君） 3回目。

○議員（7番 是石 利彦君） 最後。今言った評価。評価の中にどういう項目があるのかなというの、あるんですが、それぞれ自分で、こういう目標を決めて、年間通して、こういう目標に、どれぐらい達したかとかということは、あるとは今ちょっと聞いたことあるんですが、課員からとか、他の職員の間というものは評価のどっかにあるんでしょうか。それ、ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 評価は業績評価と能力評価の2つになっております。業績は、先ほど議員さんおっしゃったように、目標を立てて、それは達成できたかというところで見ますが、能力については、課長であれば、課員に対する指導とか、そういったところが課長の職務でございますので、そういったところがしっかりできているかということ、評価をしているところがございます。

以上です。（「さっき、もう一つ。さっき言ったやろ。職員からの目とか、この方を評価する、

課長、係長評価するのは。」と呼ぶ者あり)

○議長(若山 征洋君) 総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 今のところは、上の上級職の者が下の者を評価をしております。下の者から上の者を評価するという制度は、今は設けておりません。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 岸本議員。

○議員(8番 岸本加代子君) 先ほど保育園長は主幹の職務の中に入るとおっしゃったんですけど、園長のほかに何か主幹の職務の中に入る業務があるのでしょうか。

○議長(若山 征洋君) 総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 先ほど説明の中でも申し上げましたが、各施設の長というところで想定をしております。ただ、今のところ、各施設の長は園長しかおりません。今後、例えば、あいあいセンターにそのような格を持った方、職員を配置すれば、主幹というふうに位置づけたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) 済みません。あとは、もう委員会のほうに委ねますが、今ちょっとその他の主幹の業務ということで聞いたんで、ちょっと1点お聞きしたいんですが、例えば、事務局長とかいう場合はどうなるのでしょうか。出向になるんで、もともとの役職があつて来るから、そうなるんでしょうけど、例えば、そういう場合はどうなるのか、ちょっと、その点、1点お聞きします。

○議長(若山 征洋君) 総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 事務局長という職務は、今、議会事務局長ぐらいですかね。議会事務局長は課長の職務で5級です。あと、施設の長ですね。出先の施設。今、施設といたら、保育園と今言ったあいあいセンターぐらいしか、職員がいないので、その2つかなというふうに思っております。それでよろしいですか。

以上です。

○議長(若山 征洋君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定しました。暫時休憩いたします。再開は11時10分からです。

午前11時02分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第6. 議案第5号 吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第5号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） では、議案書の11ページをお願いします。

議案第5号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。地方税法等の改正により、吉富町税条例の一部を改正するものでございます。議案書の12ページをお願いします。

吉富町税条例等の一部を改正する条例を記載をしております。なお、この一部改正につきましては、地方税法等に準じた改正となっております。

説明をする前に、まず簡単に改正の概要について御説明をさせていただきます。

まず、個人の住民税につきまして、医療費控除の特例の創設がされております。スイッチOTCの薬の控除ということで、平成29年1月から平成33年12月までの購入に適用をします。

このスイッチOTC薬といいますのが、医療用から転用された医療薬というふうに、一応税務署からの説明を受けております。何か、領収証にこのスイッチOTCというような表示がされるというようなことを聞いております。

それから次に、法人住民税の税率の引き下げでございます。地方自治体間の財政力の格差を縮小するため、消費税が10%に引き上げられた際に、法人住民税の税率を引き下げるものでございます。なお、この下げ分は地方交付税の財源というようなことも聞いております。

もう1点は軽自動車税でございます。軽自動車税の見直しでございます。

環境割の創設ということで、県税である自動車取得税が、消費税が10%に引き上げられました際に、これは廃止になります。自動車税、これは県税ですが、これと軽自動車税にそれぞれ環境性能割ということを創設をします。これに伴いまして、現行の自動車税が自動車税種別割、それから現行の軽自動車税が軽自動車税種別割というふうな名称の変更になります。

簡単に概要の説明をいたしましてから、条例の説明をしたいと思います。この条例につきましては、3条立てで改正をしておりますので、1条から順に御説明をしたいと思います。

まず、新旧対照表の6ページをお願いします。新旧対照表にて説明をいたします。

吉富町税条例等の一部を改正する条例の方でございます。まずこれは、6ページは附則の改正でございます。附則第6条において、先ほど言いました健診、予防接種等で受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医療費の購入費用について、セルフメディケーション、自主服用推進のため、所得控除を平成30年度から平成34年度の住民税に導入を規定するものでございます。

7ページに移りまして、附則の第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を1年延長し、平成29年3月31日までとする改正で、ずっと9ページまで続きます。

続きまして10ページです。10ページでここからは2条改正になりまして、その説明をいたします。

19条では、法人町民税及び軽自動車税の環境性能割の申告納付における納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金の算出方法について、国税の改正に準じたものでございます。

12ページをお願いします。

第34条につきましては、法人町民税、法人割の標準税率が引き下げられたことに伴いまして、本町におきましても引き下げを行ったものでございます。

続きまして、軽自動車税関係でございます。

先ほど言いましたが、今回の主な改正内容につきましては、軽自動車税に新たに環境性能割が規定されたこと、現行の軽自動車税の名称が種別割に変更されることに基づく改正でございます。

では、80条は三輪以上の軽自動車税の取得者に対し環境性能割を課し、所有者に対しては種別割を課すことを規定をしたものでございます。80条には、軽自動車税の賦課決定に際し、一定の条件において、環境性能割に係る取扱者及び種別割に係る所有者としてみなし課税をすることを規定したものでございます。

14ページをごらんください。

第81条には、日本赤十字社が所有する軽自動車税に対する軽自動車の非課税の範囲の条文の移動で、内容の変更はございません。

第81条の3は、環境性能割の課税標準を三輪以上の軽自動車の取得のために、通常必要とする価格とするものでございます。

81条の4は、環境性能割の税率を平成17年排気ガス基準の75%低減達成に加え、燃費基

準値の達成度に応じて、100分の1、100分の2、100分の3とするものでございます。

第81条の5では、環境性能割の徴収は、申告納付の方法により行うものとし、第81条の6では、その環境性能割の申告について、三輪以上の軽自動車の区分に応じ、法の定める日時までに申告書を町長に提出するとともに、その申告に係わる環境性能割を納付するというものでございます。

81条の7では、これらの規定に係わる申告等を行った者に対する過料を規定しているものでございます。

16ページをごらんください。

81条の8は、環境性能割の減免について規定しているものでございます。

次に、軽自動車の種別割に係わる改定としまして、82条から17ページ、18ページ、19ページ、ずうっと飛びまして、最終の23ページまで記載をしております。

24ページに移ります。

附則の第15条の2から附則の第15条の4の規定につきましては、先ほど説明いたしました本則の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、県が自動車税の環境性能賦課徴収の例によって行うこととし、減免については、81条の8の規定に係わらず、県が当分の間、自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして、三輪以上の自動車に対して環境性能割を減免するというものでございます。また、環境性能割の申告につきましても、当分の間、県に対して行うというこの規定でございまして、これによりまして、附則第15条の5では、取扱費を県に対して交付するという規定でございまして、

続きまして、15条の6は、三輪以上の軽自動車税に対して課する環境性能割の税率について、第1項の営業用の第2項は、自家用のものに課する税率について、第81条の規定に係わらず、当分の間、燃費基準値の達成度に応じて、それぞれの税率を適用するものでございます。

ページ25、附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、適用期限を1年延長するものでございます。

引き続きまして、28ページをごらんください。

これが3条改正になります。この改正につきましては、平成26年条例第6号の吉富町税条例の一部を改正する条例の附則第6条において、本条の第82条の種別割の税率に係わる区分についての各号の追加等が行われたことから、用語の整備を行ったものでございます。内容等に変更はございません。

では、議案書に戻ります。議案書の19ページをお願いします。

附則、施行期日第1条、この条例は平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。1号以下第2条、第3条、第4条、20ペー

ジに移りまして、第5条につきましても、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第7. 議案第6号 吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第6号吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） では御説明いたします。

議案書21ページをごらんください。

議案第6号吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

現行条例では契約期間が5年以内と定められており、事務機器類などの耐用年数に合わせての5年以上の長期リース契約を締結することができず、その場合、耐用年数より短い期間で機器などの費用を全額支払わなければならない、その後、再リース料を別途支払うことになるなど、経費の面でも不都合が生じておるところでございます。そこで、契約期間を耐用年数等に合わせて5年以上に設定することを可能にするため、条例改正を行うものでございます。

それでは、お手元資料の資料ナンバー1の新旧対照表の最後、30ページを御参照ください。傍線箇所が今回の改正部分でございます。

第3条、契約の期間でございます。第3条に次のただし書きを加える。ただし、町長が必要と認める契約にあつては、10年以内で町長が別に定める期間とするものです。

最後に、附則です。この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今までは長期契約5年までということだったのが10年にしたいと、いろんな理由から説明があったと思いますが、全協のときですね。

私はもうだから、5年を10年にするんだと、こう思っていたんですが、5年以内とするというのを残してあるのはどういうことでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

いろんな機器類には法定耐用年数というものがございまして、今現在、事務機器類について5年以下というものがほとんどなっておりますが、今回、耐用年数が5年以上の機器類もございまして、それに合わせての条例改正ということですが、10年以内というふうに区切ったものは、いろいろ機器によりまして、10年のものもありますし、今、法定耐用年数は6年とか、そういうふうに限られているものがございまして、その範囲内の耐用年数等に合わせるということで、10年以内という表現をしているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 説明が足りんで申しわけないです。

5年以内という言葉を残しているものもあるんですが、実際、具体的には、パソコン等の中のソフトウェアやシステム等を含む場合に、今、法定耐用年数は4年というようなことにもなっておりますので、そういった5年以内のものもありますので、5年以内も残している。ただし、先ほど言いましたように、耐用年数が5年を超えるという機器もあるものですから、そこを、今回の条例改正で長期のリースができるようにということで、そこは10年以内というふうな表現にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） そのことで、ちょっと確認します。

全ての契約ではないんでしょうが、今後発生すると思われるこの10年以内の業種と申しますか、業者と申しますか、どういうものがあるのか、少し詳しく説明していただけますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

当面、5年以上の長期契約が望ましいものとして思っておりますが、まず電話設備なんです、この電話設備につきましてはデジタルは6年、デジタル以外のものにつきましては10年

というふうに、もう法定耐用年数がそういうふうに決められてございます。

この電話6年というところが具体的にありますので、それにまず合わせたいというものがございいます。あと、具体的には放送用の設備につきましては、法定耐用年数は6年となつてございいます。それと後、事務用の机、いす、キャビネット等につきましても、金属製のものは15年、その他のものは8年とかいうふうに耐用年数が決められておりますし、冷暖房の機器につきましても、6年というようなことになってございいますので、そういったもろもろのものに対応したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど、同僚議員が今回の改正で「5年以内とする」という文言を残した理由はと言われてましたが、それで、先ほどの説明であると、じゃあ、10年以内としておけば、別に全てが納まるんじゃないかなと思う。5年を残して、あえて10年というものを区切って入れるというのがいささかよくわからないんですが、今、法定耐用年数と言つてましたが、ここには法定耐用年数という文言は一切入りませんから、別に10年のままでいいんじゃないかなと私は思うんですが。

あとね、今、耐用年数についての、今後発生し得るものということで、ちょっと説明がありました。電話線設備だとか何とかと、リースというものがそういう形になるのか、ちょっと具体的にはわからないんですが、なぜ今、これが必要にかられたのか。この時期にですね。ちょっとその辺が私、もう解せないというか、まだちょっと納得できない。納得できないというか、まだよくわからないんです。

例えば今、工事が始まります別府団地ですね。こちらのほうにはたしかエレベーターがつくというふうにお聞きしました。先日は管理を委託するというふうにお聞きしましたが、そういうものはどうなるのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今この時期にということが1点、質問であつたと思いますが、実は、先ほども言いました電話設備につきましては、今回、契約の更新の時期になつてございまして、それを、今までですとまた5年というふうになるんですが、電話機器につきましては、デジタルの場合は、法定耐用年数は6年というふうに決められてますので、それに合わせていきたいなというところで、今回、このタイミングで条例改正をさせていただいているところでございます。

それから後、長期の契約につきましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたほかの庁舎に関する、庁舎の維持管理の業務委託とか、機械設備の装置の設置に伴う業務委託とか警備とか、こ

れらにつきましても、今のところ、全て5年というふうに区切られているところを、長期契約が結べるようにしたいというところの思いがございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 済みません。勘違いしてました。

今言いました庁舎の管理や機械の警備ですね。それから有人の警備等の業務委託につきましては、これは耐用年数とは違う考えでございますので、これは最長5年ということで、これを残すということでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

住宅の通常管理委託、いわゆる別府住宅でいろんな委託をしておりますが、それは、1年1年の契約となっております。

先ほど申し述べられましたエレベーター云々ということは、私の頭には全然ございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の件に関係ないんで、こういう例というふうに同僚議員が聞かれたから聞いたんですが、1年契約でエレベーターも契約するみたいですから、ちょっと言ってみました。この件はまた別箇でやりましょうね。この間、一般質問ではね、保守に大体375万円かかるとかいう話をしてましたから、私は、そういうのはわかってるのかなと思ったんですが、まだ考えてないということなので。

先ほどね、そちらのほうでちょっとお話してましたが、原則5年であると。長期が必要な特殊な場合に限って10年ですよというような説明でいいのかな。それを確認せんと、先ほどから言う説明では、もう10年と区切れば、5年であろうが1年契約であろうができるという感覚で受けるわけですね。

でも、先ほどの説明では、耐用年数が何とかかんととかか言われると、じゃあ4年のやつは、じゃあ4年という個々に契約を入れるのか。契約の耐用年数に応じてという言葉が入らんと、さっきの説明ではおかしいんで、原則は5年ですよ。ただし、特殊な例に関しては10年以内でできますよという説明でいいのかな。ちょっとそこの確認をします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

第3条の期間のところを書いてます。長期継続契約を締結することができる契約の期間は5年以内とする。ただし、町長が必要と認める契約にあつては10年以内で、町長が別に定める期間

とするということでの改正でございまして、ただしということがあるんですが、5年以内が原則です。ただし、こういった今、長期の契約をするに当たって、耐用年数が5年以上のものとして決められている、これに対しての対応をそこはするというので、改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第8. 議案第7号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第7号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ、4ページ、歳出5ページ、6ページ、7ページ、第2表繰越明許費補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第2表繰越明許費の補正、ここに8件上がっておりますが、この繰り越す理由についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、一番上の2款総務費1項総務管理費、地方公共団体情報システム機構への事務委任負担金53万1,000円でございます。この事務委任負担金は、マイナンバーカードの発行事務に対する地方公共団体情報システム機構への負担金でございます。10分の10の国庫補助があり、国庫補助金が平成29年度に繰り越されますので、本町の歳出予算も繰越明許費として計上するものでございます。

繰り越しの理由は、マイナンバーカードの発行件数が国の想定よりも少なかったためでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 2番目、同じく2款総務費1項総務管理費事業名、新婚家庭新生活応援事業で金額が600万円、これを29年度に繰り越すものでございます。

これにつきましては、昨年の7月に制度を開始しておりまして、民間賃貸住宅を借りた新婚世帯を対象に、家賃は月額1万円、引っ越し等の初期費用は6万円を上限に補助するものでございます。28年度からの継続件数を15件、29年度の新規の分を30件と見込みまして、その金額を計算して600万円を算出したわけでございます。

この予算自体が国の補正予算で、29年度に繰り越されるものでございますので、それを県のほうが県費として事業をおこしているわけでございます。県のほうもそれを繰り越すということですので、吉富町のほうも同じくこの分を繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6款農林水産業費2項水産業費、水産基盤事業整備事業、浮き棧橋改修工事3,120万円について御説明いたします。

浮き棧橋の改修工事につきましては、水産庁と水産基盤整備の策定に当たり、内容を水産庁と協議をしましたが、再三の資料請求要求、それから大分県との協議を要求され、それに伴い、補助金の事業費の交付決定がおくれたことから、29年度へ繰り越すものでございます。

引き続きまして、8款土木費2項道路橋梁費、皇后石萱屋線拡幅事業862万7,000円についてですが、皇后石萱屋線の拡幅工事に当たり、用地買収の精査、測量をし、用売面積が確定はしたのですが、年度内に所有権移転登記までが完了しないこととなりましたことから、29年度へ繰り越しをするものでございます。

次に、8款土木費4項都市計画費、駅前拠点施設整備事業でございます。金額6,500万円、これにつきましては、全協の際に御説明しましたように、吉富駅前のインフォメーション、情報を発信する施設とあわせてトイレを併設した施設を建設するものでございます。これにつきましては、国の補正により3月補正で計上させていただいておりますが、29年度に建設するので繰り越しをさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 続きまして、9款消防費1項消防費、福岡県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金431万6,000円でございます。この再整備事業は、福岡県が実施する平成28年度から平成30年度までの3カ年の事業であります。

県では当初、12月に入札を実施する予定でありましたが、入札の執行がおくれ、今年度の負担金の支出が来年度になるということになりましたので、繰越明許費として計上するものでござ

います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 10款の教育費、2項の小学校費、吉富小学校外壁落下防止対策等工事で1億2,752万円を計上しております。築30年が経過しまして、校舎外壁にクラック等の発生が著しく、危険性があることから、国の補正予算を活用しまして、落下防止対策を行いまして、非構造部材であります外壁の耐震化を図ります。

また、屋上の防水機能が低下しており、水漏れ等が生じる可能性があることから、防水機能を改善するため、屋上の防水更新工事を実施する予定にしております。

金額につきましては、委託料で320万円、それから、工事請負費で1億2,400万円、事務費で32万円の合計の1億2,752万円であります。

それから同じく、10款教育費2項小学校費、吉富小学校校内LAN整備事業で1億5,550万円を計上しております。小学校の校内LANは平成17年度に有線にて整備をし現在に至っておりますが、結構不具合が多くございます。平成29年度はパソコンの更新を行う予定であり、またタブレット等、情報機器の導入を行う予定もあることから、今回、国の補正予算を活用しまして、無線での校内LANの整備を行うものであります。

金額につきましては、整備費が1,550万円、それから事務費が5万円、合計の1,555万円を繰り越し明許で補正予算で計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。8ページ第3表、債務負担行為補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この債務負担行為補正について、2件の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） では、地理情報システム導入土地評価業務の債務負担の変更について御説明をします。

入札による執行残を減額するための債務負担の変更でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

その下の庁内LANシステムの整備事業でございます。

変更前、変更後で金額が下がっております。これも入札、庁内LANシステムのリース契約に当たり、入札をした結果の入札による減額でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちなみにね、そのときの庁内LANの入札契約は何年契約ですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 5年契約でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 9ページ、第4表、地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この追加と変更について、説明をお願いします。それとあと、補助率に関してもお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

第4表、地方債補正でございます。1番追加です。一般補助施設整備等事業債として3,600万円の限度額で予算計上いたしております。これは駅前拠点施設の整備事業及び界木地区圃場整備事業の財源として、事業費から国の補助金を差し引いた町負担分、町の負担分の一部を起債するものでございます。

駅前拠点施設整備事業につきましては、地方創生拠点整備交付金の交付を受けることになっておりまして、総事業費が6,500万円のうち3,000万円を交付金、3,000万円を起債として賄う予定としております。

界木地区の圃場整備事業につきましては、農地耕作条件改善事業交付金の交付を受ける予定になっておりまして、事業費としては1,667万6,000円のうち800万円を交付金、600万円を起債で賄う予定としております。この一般圃場施設整備等の事業債なんですが、補助裏の分で公共事業等債が利用できない部分の事業が対象となります。

駅前の拠点施設につきましては、事業費の100%の充当が可能でございまして、あと、圃場整備の事業につきましては事業費の75%が充当可能というふうになっているわけでございます。

次に、学校教育施設等の整備事業債として9,410万円の限度額で予算計上いたしております。これは吉富小学校の外壁落下防止対策等の事業及び校内LAN整備事業の財源としまして、事業費から国の補助金を差し引いた町負担分の一部を起債するものでございます。

吉富小学校外壁落下防止対策等の事業なんですが、この事業としましては、学校施設環境整備環境改善交付金の交付を受ける予定でございまして、この外壁落下防止対策事業債につきましては、総事業費1億2,752万円のうち3,206万円を交付金、8,410万円を起債で賄う予定としております。

校内LANにつきましては、総事業費として1,555万円のうち505万円を交付金、1,000万円を起債で賄う予定としております。この学校教育施設等の整備の事業債につま

しては、補助、単独を問わず、学校教育施設における各種の事業に充当可能な起債でございます。

外壁の落下防止対策等につきましては、屋上の防水等も含まれておりまして、これにつきましては、事業費の75%に充当可能でございます。残りの外壁改修と、あと校内LANですけど、これにつきましては、事業費の100%の充当が可能となっておりますのでございます。

次に、2の変更でございます。

公営住宅建設事業債につきまして、補正前の限度額7,530万円を5,060万円減額いたしまして2,470万円とするものでございます。町営の別府団地の建設事業について、今年度の出来高に合わせまして、今年度の支払額を減額補正することに伴いまして、財源となる町債も減額するというものでございます。公営住宅の建設事業債は町負担分の100%に充当可能ということでございます。

次に、公共事業等債につきまして、補正前限度額5,040万円を2,110万円減額しまして2,930万円とするものであります。

農業水利施設保全対策事業、排水機場のポンプ場の改修なんですけど、につきまして、事業費及び起債額が確定したことに伴い、減額をするものでございます。

公共事業等債につきましては、国庫補助事業の補助裏ですね。町負担分の90%に充当が可能でございます。

最後に、水道事業の一般会計出資債につきまして、補正前の限度額5,390万円を3,480万円減額し、1,910万円とするものでございます。これは京築地区水道企業団が実施する伊良原ダムの建設事業及び町の水道事業会計が実施する第2、第3配水池の更新事業への出資金に係る起債でございます。事業費の確定に伴う出資債の減額にあわせて、財源となる町債も減額するものでございます。この一般会計出資債は、この出資金の100%に充当可能となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） では、暫時休憩いたします。再開は13時からいたします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10ページ、事項別明細書、総括、歳入、11ページ、同じく総括、歳出、次に、歳入の12ページ、13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 地方交付税、こちらの普通交付税と特別交付税、これは確定による予算化なのかと、これ財源調整なのか、その辺の説明と、今回のこれらについて内訳はあるのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

地方交付税の普通交付税ですが、平成28年度の交付決定額が10億4,030万8,000円となりました関係で、増額補正をしたものでございます。確定でございます。

次に、特別交付税ですが、これにつきましては3月末に交付決定される予定ですので、現在まだ決定されていないわけですが、例年の金額並みと考えまして、今回増額の2,000万円としているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下の、11款分担金負担金で他市町村運営費負担金とあるんで、ちょっとこの辺、説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

他市町村運営負担金でございますが、吉富町以外のお子さんで、吉富保育園で受託している方の、公定分の支払いを受ける分の増額補正でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 使用料及び手数料で、土木使用料、漁港使用料でマイナス2万4,000円か、出ていますが、これは船着き場の係留費かなとかはちょっと思うんですが、なぜ減額になるのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御説明いたします。

2万4,000円の減額につきましては、遊漁船5隻の廃船、それと目的外使用による収入増、これは下水道の土砂仮置き場として上げた占用料分です。その差し引きが2万4,000円の減額となった次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 15ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1番上にあります臨時福祉給付金事業費補助金について、対象者となっているにもかかわらず、受領していない人はいませんか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） こちらがあらかじめ対象ではないかということで、御通知を差し上げておりますが、実際は1,302名の方が交付を受けられております。数名の方が、こういう制度はもう辞退しますということは聞いておりますが、再三うちが勧奨した方には、数回にわたってこの交付金、これ該当するようですが申請したらどうですかという御案内は出しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 数名の方は辞退された、そのことはわかるんですけども、通知は出しているけれども、辞退のほかに来ていない方、申請していない方もいらっしゃるということですね。もしそうであるならば、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 人数に関しては、どこかの資料の中にあると思うんですけど、また後ほどお答えします。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 土木費補助金で、社会資本整備総合交付金の中の、社会資本整備総合交付金町営住宅分と、家賃低廉化事業分、これは確定金額なのかということと、調整金なのか、それと、あと、この住宅の対象金額と、補助率と、あと減額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

対象金額でございますが、4,225万6,000円です。出来高ですから90%といたしております。総計5,324万6,000円ほどが対象事業費となっております。この中の補助率でございますが、45%から50%の区分がございます。そして、国庫補助が2,855万円となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼しました。確定かどうかということですが、これは県のヒアリングを受けておまして、この数字が確定金額でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと、この低廉化についてですが、これはどこの住宅が対象で、何軒、何人分になるんですか。ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 山王住宅の17戸分でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 何人分かと言わなかったか。

○健康福祉課長（上西 裕君） 山王住宅の17戸分でございます。

戸数でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと、その下の地方創生拠点整備交付金、これは駅前拠点整備事業分ですが、6,000万円分のだと思うんですが、補助率幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 補助率につきましては、国が50%でございます。

○議長（若山 征洋君） 16ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県支出金の県事務移譲交付金、この中で福岡県市町村権限移譲事務交付金の、公有地の拡大の推進に関する法律関係というのがありますが、ちょっとこの辺の説明と、これは申請か何か行ったのか、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

県事務移譲交付金のところで、公有地の拡大の推進に関する法律関係ということで、7,000円の、今回増額補正をいたしております。これは、事務の実績に応じて交付されるものでございまして、今年度は、吉富町役場庁舎の増築部分の建設用地として、町が購入しました土地の買い取りの協議に伴う事務がございましたので、その分の実績として上がってきたものを補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。

それと、14款の県支出金の中で、県補助金の民生費補助金の児童福祉費補助金の中で、福岡県結婚新生活支援事業費補助金、先ほども若干説明があったんですが、この補助率と、今期の対象件数が何件あったかをもう一度教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この事業は国の少子化対策の一環として、結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を自治体が経済的に支援するという目的で、国、県からの補助金を交付するためのもので

ございまして、本町では、昨年の7月から新婚家庭新生活の応援補助金の制度を創出しております。

今回、この126万円という金額を補正しているわけですが、これにつきましては、本年度、県の補助の交付対象件数を12件と見込んでおりまして、その対象額の総額が168万円となるものでございまして、その補助率は4分の3ということで、126万円という金額になるというわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続いて、その下の放課後児童健全育成事業費補助金で、放課後健全育成事業費補助金3分の1、これがマイナス193万9,000円になっていますが、この減額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

補正前が433万7,000円で、今回193万9,000円の減額でございます。これは主に人件費に当たるものでございまして、御存じのように、放課後児童の3つの教室には2名ずつ指導員を配置しております。従来から気になる子供さん、多動児ですか、そういうお子さんがいらっしゃる場合は、それプラス1名を加配しておりますが、今回、そこまで加配する児童さんがいなかったということで、減額をしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 17ページ、18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金4,000円と上がっていますが、この説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、一般寄附金でございます。これにつきましては、昨年の8月に、1件5,000円の一般寄附があったため、当初1,000円の頭出しをしておりましたが、4,000円の増額補正をしたものでございます。

次に、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金でございますが、9万3,000円の増額補正をしております。今年度の実績ですが、平成29年の1月末現在で5件、金額にして9万4,000円の応援寄附金があつてございます。その分を増額補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番下の雑入で、福岡県町村等職員研修助成金、これはどこから来るんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これは福岡県の町村会の補助金でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 19ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちら、町債について、全部と言いたいところですが、減額になっている分、上から公営住宅事業債と、公共事業債、農業水利施設保全対策事業と水道事業一般会計出資債、この減額についての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、公営住宅建設事業債で5,060万円の減額でございます。これにつきましては、町営別府団地の建設事業につきまして、今年度の出来高に合わせて、今年度支払額が減額補正されることに伴いまして、財源となっております町債も減額したものでございます。

次に、3項農林水産債で、公共事業等債の農業水利施設保全対策事業としての分で、マイナスの2,470万円の分でございますが、これにつきましては農業水利保全の対策事業の排水ポンプ、これにつきまして事業及び起債額が確定したことに伴って、その減額をしたものでございます。

それから、5項の一般会計出資債、マイナスの3,480万円でございますが、これは京築地区水道企業団が実施する伊良原ダムの建設事業、及び町の水道事業会計が実施しています第2、第3配水池の更新事業への出資金なんです、事業費が確定したことによって、その出資金の減額分を減らしたものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出、20ページから。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2款総務費の一般管理費で、給料、特別職と職員手当、期末手当が減額になっていますが、この説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 副町長分の給料と期末手当でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これは通常、決算で行わないんですか。この時期に出してくるものなんかな。その辺の確認をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 例年、この3月補正で、副町長不在の副町長分の給料と期末手当は、減額をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、あと5目財産管理費、こちらのほうで、役場庁舎増改築工事実施設計業務委託料、こちらが減額になっていますが、これは確か2月15日の入札が不成立になりましたよね。それで再入札すると聞いていたんですが、設計費は変わらなかったのか、再設計とか、そんなのは必要なかったのか、ちょっとその辺も含めて、減額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 入札の再入札につきましては、設計の変更はいたしておりません。

これにつきまして、当初、6月補正で1,600万円の予算を計上していましたが、入札によりまして252万1,000円減額となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 6目の企画費で報償費、企業立地奨励金と定住化奨励金、この件数と、減額の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

8節報償費の、まず、企業立地奨励金についてでございます。これは、吉富町企業立地促進条例に基づき奨励金を交付しているものでございまして、補正前の予算額が893万2,000円でしたが、今回、216万7,000円の減額補正をしたものでございます。当初予算では、予算編成時に固定資産税額が確定していない関係上、見込みで計上していましたが、28年度の固定資産税額に基づきまして奨励金を算出し、その差分を補正計上したものでございます。

この対象になった企業につきましては、3件の対象ですが、いずれもエーピーアイコーポレーションが対象になったものでございます。

次に、定住化奨励金でございます。こちらは補正前の予算額が568万6,000円ですが、3万4,000円を増額する補正でございます。こちらにつきましても、予算編成当初につきま

しては、見込みで上がってきた金額なんですけど、固定資産税の課税に伴いまして、奨励金等を決定したことによって計算をしまして、その差分を補正したものでございます。

この28年度につきましては、件数としては76件が対象になってございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 21ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15目まち・ひと・しごと創生事業費、これ、先ほどから聞いています新婚家庭新生活応援補助金という形で出ていますが、これは年度末に一括交付だったと思うんですが、去年はこれ、360万円単費で載せるというような説明を受けていたんですが、今期はそれは入っているんでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この新婚家庭新生活応援補助金なんですけど、600万円という金額で、この600万円の金額を29年度のほうに繰り越すということで、説明もさせていただいているところなんですけど、この600万円につきましては、28年度からの継続の分と、29年度新たに、新規になるものというようなことで考えてございまして、この29年度に新たに交付する予定の件数を、30件というふうに考えてございます。

その中で、18件につきましては、町のほうは、夫婦の年齢が80歳未満ということしております。あと、国、県につきましては、年齢ではないんですが、収入が340万円以下というようなことでの年齢制限がございまして関係で、事業を区切らなければなりませんので、その件数を計算しております。

町の単費の対象になるものを18件、国、県の対象になるものを12件というふうに計算して、この総金額600万円が出ています。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。22ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今のところ、私が補足する必要はないんですが、さっき年齢条件と、収入条件がある、そういうことですね。

22ページ、3款民生費、社会福祉費の社会福祉総務費で、障害者施策推進協議会委員報酬というものが減額になっていますが、この減額の説明と、そもそもこの協議会というのは、いつどのような形で開催されたのか、何回ぐらい開催されたのか、どのようなことをやられたのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

当初5回の予定でしたが、3回の会議を開催しております。これは障害者基本計画策定をする計画になっておりますので、その計画書の御審議を願った次第でございます。

開催の日については、ちょっと今ここでは記録がございません。以上です。

○議長（若山 征洋君） 23ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3目老人福祉費の報償費、それから下の需用費で敬老金、それから敬老会記念品、対象者全員に渡っているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 対象者全員に渡っております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番下の13節委託料で、介護予防日常生活支援総合事業委託料が減額補正になっておりますが、確かこれ、27年度から介護保険から外された要支援の人たちの分が含まれていると思うんですけども、27年度に委託して、その利用状況はどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今まで介護保険でデイサービス、もしくは町の事業でデイサービスに行かれている方は、従来は介護保険の認定者以外は介護保険の分で行けなかったんですが、御存じのとおり、総合事業ということで行っております。該当者の皆様で、地域包括ケアセンターのケアマネのいろんな判定を受けて、今まで行かれている方が行けなくなったというような、そういう事例はございません。あくまでも介護予防でございますから、なるべく介護保険の認定者にならないような、そういう施策をとってあります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 利用状況。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が聞きたかったのは、一つは、その方たちの利用状況がどうなのかということで、今、課長の答弁では、今まで行けていた人が行けなくなったという事例はないということで、一つ、それはわかりました。

これ減額補正になっているので、前年度に比べて高齢者の数は多くなっていると思うんですけども、利用状況が減ったりしていないだろうかということが聞きたかったんです。今じゃなくてもいいですので、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今のところでちょっとお聞きしたいんですが、今まで受けれた方が受けれなくなった事例はないというふうな説明を受けたんですが、では逆に、受けたいと希望

された方が何名いて、そのうち認定できなかった人というか認定したのが何人いるかというのが1点と、あと、この介護予防日常生活支援総合事業委託料という大きな項目の中に、下にこういういろいろな項目が入ってくるわけですね、確か、いろんな事業やっているんで。以前、買い物支援事業とか、ミニデイサービスが一度は上がり、その後消えていったという事業があったと思うんですが、そういうものは、今はどうなっているのでしょうか。ちょっとその辺も含めて、2点お聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

ミニデイですね、半日のデイサービスということで計画をしましたが、利用者がいないということで、今のところそういうデイサービスはございません。

そして、買い物支援等でございますが、社会福祉協議会に補助金を出して、いろんなお手伝い、買い物とかごみ出し等、そういう施策を社会福祉協議会でやっておりますので、町としてそちらに補助金で対応をしていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 申し込みした人の。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 申し込みというより、介護保険の申請ですかね、申し込みというのは。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、さっき説明では、介護保険に認定される一歩手前の方にするという手厚い何とかという話をしたよね。

だから、介護保険に認定じゃない人、介護保険までは行かなかったけどこういうのを受けたいという人がいたのか、いなかったのか。そして、その人たちがこれを活用することができたのか、その人数を教えてくださいという。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） ただいま、数字等は手持ちがございませんので、また後ほど報告申し上げます。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、ちょっとまた委員会のほうで聞きますので、よろしくお願いします。というのが、これ多分、皆さんにもちょっとわかりづらいと思うんです。介護保険というのがあって、介護の認定を受ける、介護1とか2とか受けると介護保険が適用されて、いろいろ受けれるそうなんです。

でも、介護保険の認定の一歩手前の人たちというのがいますよね、特に今、基準が厳しくなっ

たんで。そこを手厚くケアしましょうというふうに始めたというふうにお聞きしていたんで、その人たちがいたのかどうなのかと、その人たちが受けれたのか、受けれなかったのかが聞きたかったんです。

さっきの岸本さんの説明では、「今まで受けてた方が受けれなくなったことはない」とは言ったけど、今から受けたいという人が何人いたのか、受けれたのか、そこが、特にこんだけ減額が出ているので。今数字がわからないなら委員会で聞くので教えてください。

だから、皆さんにもこういう趣旨ということをちょっとわかってくださいとつけ加えます。以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まず、そういう希望がある人を、募集じゃないけど声をかけているんですか。今、山本議員が言われたような介護適用を外れた、一歩手前の人とか、要支援とか、そういうのがあると思うんですが、そういう方々の声はおたくのどこに来るか、まずどこがそれを募集するのか、探すのか。それをちょっと説明しながら、その結果を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 介護保険要支援2以上は、介護保険を利用して施設等のデイサービスを受けることができます。それ以外の介護保険の該当になっていない方は、地域包括センターの職員が高齢者の家を巡回して回っております。

そして、あと、民生委員さん、そして、鳳寿園にお願いしている在宅介護支援センター、その職員さんたちからの情報で、この方にはこういうサービスが必要でないかということ、情報を得まして、そういう該当すれば、これはチェックリストというものがあって、ある程度点数があります。通常何も支援が要らない人、買い物に行ける、自転車に乗れるとか、バスも普通どおり介助がいなくても乗れるという全くの健康な人は、そういうサービスは御利用できませんけど、やはり高齢者になると物忘れとか、いろんな介助が必要となります。

なおかつ、介護保険に該当しなくても、そういう方がそういうサービスを利用すれば、今の残っているいろんな力というか、そういうのを保つための施策はやっておりますので、なるべく本人ができないと言え、この施策は利用していただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 24ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この次、児童福祉費で行きますが、さっき是石議員が追加で説明をしたんで、その辺を詳しく、受けれるようになりましたという話をしていたんで、その人数とか、後でしっかり委員会で教えてください。

じゃあ、ちょっと児童福祉費に行きます。これで、子育て支援指導員等報酬が減額になってい

ます。これ、先ほどの条例改正では報酬増となっている、報酬増をずっと言っていたんです。でも、ここでは余るといふのも、これは何かちょっとおかしいなと思うんで、もちろん条例改正後ですから、これは今の時点で余るこの根拠、この余らせる根拠、この時点で余らないでもいいんではないかなというふうに思うんですが、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

吉富町の放課後児童クラブは、通常、近隣は指導員が1名いらっしやって、そして補助が1名ということで大体やっておるんですが、吉富町の場合は、どちらも指導員の資格を持った人を雇っております。その方が途中でやめられておまして、その5カ月分が不用になっておりますので。失礼、5カ月分じゃありません。6名雇用予定がありましたが、5名の月があったものから、その不用額を上げております。

指導員が6名、本来は6名必要でございますが、途中でやめられた指導員がおります。やめられた分は代替えさんできちんと補充させていただいておるんですが、報酬としては減額が生じたので、減額補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと1点確認させてください。

これは子育て支援指導員ですよ。子育て支援指導員というのは、先ほどの条例では1名、放課後児童支援員というのが6名と聞いていたんですが、これはじゃあ残りの5名というのは、どこに配置されているんですか。確か当初予算でも1人で上がっていたと思うんですが、その5名というのはどこに雇っているんですか。ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この欄では、子育て支援指導員等報酬ということで、学童、放課後児童クラブの指導員のことです、失礼しました。

○議長（若山 征洋君） 25ページ、26ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 4款衛生費で2項清掃費、清掃総務費で、今回ごみ箱設置補助金が、またことしも出ているんですが、この件数と設置場所を求めます。

この辺、もう1点。2つお聞きします。確認したいんです、これ自治会からの要望で設置だと思ってるんですが、その対象の戸数が何戸に対して、例えば4軒以上とか、何かそういう基準があるんでしょうか、ないんでしょうか。そこもあわせてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

平成28年度は、和井田地区自治会から1件の要望であります。先ほど、各自治会からの要望ですので、何軒からどうかではなくて、自治会長からの要望があれば、それに対して補助を行っております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番下の、京築地区水道企業団出資金の減額の理由を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 京築地区水道企業団出資金の減額でございまして、これは伊良原ダム事業の出資金でございます。平成29年1月13日付で、京築水道企業団から当年度の事業繰り越しを行う通知を受けたため、その財源たる出資金を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 27ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 7款商工費、1項商工費、商工総務費で、工事請負費と備品購入費です。先日、消費生活相談窓口を整備するという事をお聞きしました。これ、上毛町と合同設置だとお聞きしているんですが、ここで窓口をするに当たり、この方とか相談者が乗ってくると想像される自家用車、車ですね、これをとめる場所というのはどういうところを想定されるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 相談者の交通手段の利用として、車、それから築上東部乗合タクシー等がございますが、自家用車で来た場合は、もう駅前の駐車場を御利用していただくことと考えております。

相談員につきましても同様でございます。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと、備品購入の件と、あと、その方は何時間おる予定なんかな。ちょっとそれを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、備品購入につきましては、相談員が相談に当たって必要な電話機器、それからパソコン、ファクス機能付きの複合機、それからそれらを収納する鍵付きのロッカー等でございます。

相談の時間としましては、9時から4時までということで考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 28ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 土木費の都市計画費の中で駅周辺管理費、今回駅前拠点施設建築工事、インフォメーション施設、トイレとかつくるとお聞きしたんですが、これ土木工事が入る形だと思うんですね。となると、それなりの重機ですとかそういうものが入ると思うんですが、駅前の使用に関する規制とか、何かそういうことを行う予定なんでしょうか。ちょっとその辺のことについて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、駅前拠点施設の建設に当たりましては、建設予定地としましてはふるさとセンターの南側の記念碑を考えております。で、建設に当たっては当然、建設機械等がそこに配置しなければなりません。その際は、交通誘導員等を配置し安全管理をしっかりとするように、工事発注の際には業者には徹底したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとあとこれ土木費はまた委員会でお聞きしますけど。というのが、あっこ自転車朝かなりな数、実際自転車の駐輪スペースにとめられないぐらい一時的にふえるんね、学生が行く時間ちゅうのは、この工事が始まるのは4月以降でしょうから、一時的にまた自転車がふえる時期だと思うんで。この工事というのは朝8時から始めるには、もう7時半ぐらいからあっこを封鎖するんで、ちょうど学生たちの行く時間にひっかかるのかなと思うんで、ここで規制をかけると結構使い道が厳しいのかなというのと、事故の問題、ここは十分建設課がするんですから間違いはないと思うけど、ちょっとその辺を考慮していただいて、特にあっこ駅前ロータリーでおりる人も多いんで、あっこにトラック1台入ればもうロータリー使えなくなるんで、乗り降りちゅうのができなくなるわけですよね。ちょうど場所がロータリーのど真ん中ですから。その辺も含めてお考えがあったら、皆さんにわかりやすく説明してもらいたい。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 自転車で通勤、通学する方につきましては、安全確保のために、工事区間につきましては仮囲い、それからふるさとセンター、駅舎まで通行の確保は当然しなければならぬというふうに思っております。また、駅前のロータリーは、議員がおっしゃるように、余裕のある土地はございませんが、逆に言えば工事車両を置く場合、駅へのお迎えだとかで多少御不便をおかけはしますが、通行ができない状態にはしないように、機械それから車両の配置については十分業者のほうには徹底させるように考えおります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 28ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） トイレの改修というのは全協でお話伺ったと思いますが、あの中で今の記念碑ですね、あれをどのように使うかちゅうのは説明なかったかなと思いますが、どこかに移設するとか、何かそれ今言えるんだったらちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 記念碑につきましては、駅舎の建設に当たって多額な御寄附をいただいた方ですので、それはしっかりと大事に駅の中に移動をすることとしております。具体的に言いますと、ロータリーと駐車場との間の植え込みとしてつくっておいたところがありまして、そこに記念碑とベンチ2基がおさまりますので、そちらのほうに移設をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。29ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 住宅費の補償、補填及び賠償費の移転補償費ですが、これ最終的に何件やったんですかね、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

10件でございます。

○議長（若山 征洋君） 30ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 10款教育費、小学校費で今回小学校の外壁落下防止対策工事などを行うようになってるんですが、これの工期を一応、いつからいつまでぐらいを予定されているのかと、その期間にもよるんですが、授業への影響などがいいのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えします。

スケジュールにつきましては、5月上旬から中旬に入札を行いまして、工期が最大で6カ月、それから入札後11月末までに足場等を、夏休みに工事を集中して対応したいと思います。先ほどの産業建設課長からもあったんですが、安全第一に考えて行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 31ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 11款公債費、公債費についてこの利子、償還金及び割引料で、町債利子償還金というものが今回減額になってます。この減額は、借りかえによる金利の減少なのか、それとも予定額より借り入れ額が減ったのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

公債費のところで利子で、町債利子償還金で116万6,000円の減額補正をいたしております。当初予算では新規借り入れ分の利息を、利率を高めに見込んでおりましたが、実際確定した利率及び金額で調整したところ、この116万6,000円の減額補正を生じたということがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） それでは、歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に32ページ、債務負担行為、支出予定額等に関する調書、次に33ページ、地方債の現在高に関する調書、次に給与費明細書、34ページ、35ページ、36ページ、以上補正予算書全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

---

### 日程第9．議案第8号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第8号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ、歳出4ページ。次に、5ページ、事項別明細書総括歳入6ページ、同じく総括歳出。次に、歳入7ページ、8ページ、9ページ、10ページ

まで、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。11ページ、12ページ、13ページまで、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第10. 議案第9号 平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第9号平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書総括歳入5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出7ページ、歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、奨学金貸付金が減額378万5,000円と上がってます。この予定者数に満たなかったのか、借りる方が満たなかったのかということが1点と、今期は何件、大学、短大、高校、専門学校の件数について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） お答えします。

満たなかったのかどうかということなのですが、満たっておりません。で、詳細につきましては、4月から9月までと10月からの2つあるんですが。まず、4月から9月、大学生が22名、短大生が3名、専門学校が8名、高校生が3名、合計で36名。それで、10月からなんですが、1名大学生が休学をしたために、1名減になっております。だから人数が35名ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 奨学金について1点、町の奨学金についての考え方をお聞きしたいんですが。今、国のほうで奨学金については貸し付けではなくて、給付型というものを検討されてます。で、来年から実際には行う予定ですが、今年度から前倒しで特に困った方という方はやられているそうですが、これについて町で何か今回の28年度になるのかな、前倒しの分で該当者があったかどうか、町のほうではこの辺についての検討とか、何かそういうことを行われているか、ちょっと1点お聞きしたいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 給付型につきましては、教育委員会としても承知はしております。で、一応検討はまだ今している状況ではございません。今後、そういった国のほうの動きが活発になるのであれば、町としても何かしらの検討はしていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

---

日程第11. 議案第10号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）  
について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第10号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計

補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、第2表繰越明許費、5ページ、第3表地方債補正、6ページ、事項別明細書総括歳入、7ページ、同じく総括歳出。次に、8ページ、9ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出10ページ、11ページ、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に12ページ、地方債の現在高に関する調書まで。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

## 日程第12. 議案第11号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第11号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、3ページ、予定貸借対照表4ページ、5ページ、補正予算明細書6ページ、7ページ、給与費明細書8ページまで。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、福祉産業建設委員会に付託し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第13. 議案第12号 平成29年度吉富町一般会計予算について**

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。休憩は2時15分までです。

午後2時06分休憩

.....  
午後2時15分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第13、議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

執行部にページを追って説明を求めます。

9ページ、第2表債務負担行為をお開きください。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 9ページ、第2表債務負担行為の説明をいたします。

吉富町巡回バス運行事業。期間、平成30年度から平成32年度まで。限度額が1,218万8,000円でございます。平成29年10月からのダイヤ改正を行うに当たり、入札により委託業者を決定し、新たに3年間の委託契約を締結したいので、債務負担行為を計上するものであります。平成30年4月から平成32年9月までの2年6カ月間の委託料1,218万8,000円でございます。平成29年10月から平成30年3月までの6カ月分の委託料は、本当初予算書の歳入歳出予算に計上をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 続いて10ページ、第3表地方債。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明申し上げます。

第3表地方債です。

まず、臨時財政対策債として1億円の限度額で予算計上をいたしております。これは、地方の財源不足を補うものとしまして、平成13年度から毎年発行している起債でございます。この臨時財政対策債につきましては、元利償還金の100%が後年度の基準財政需要額に算入されることとなっておりますのでございます。

次に、公営住宅建設事業債として、5億1,080万円の限度額で予算計上をさせていただいております。これは、町営住宅別府団地の建設事業の財源として、事業費から国の補助金を差し引いた町の負担分を起債するものでございます。本事業は、社会資本整備総合交付金の交付を受ける事業でございまして、総事業費8億1,184,000円のうち、2億9,006万7,000円を交付金、5億1,080万円を起債で賄う予定にしております。この公営住宅建設事業債なんですが、町の負担分の100%に充当は可能でございますが、家賃収入が元利償還金の財源として充当されるという考え方から、交付税措置はございません。

次に、地方道路等整備の事業債で900万円でございます。地方道路等整備事業として900万円の限度額で予算計上させていただいております。県道の景観整備事業負担金として町が県に負担する1,000万円のうち900万円について起債を予定するものでございます。この地方道路等の整備の事業債ですが、事業費の90%に充当することが可能ですが、交付税措置はございません。

次に、公共事業等債810万円の限度額で予算計上いたしております。これは、吉富漁港の物揚げ場の改修事業の財源として、国庫補助金を除いた町の負担分について起債をするものでございます。事業としましては、水産物供給基盤機能保全事業費補助金の交付を受ける予定でございまして、総事業費が1,700万円のうち800万円を補助金、810万円を起債で賄う予定でございまして、この公共事業等債は、国の補助金の補助裏の90%に充当が可能でございまして、町負担分のうち40%につきましては、財源対策債として元利償還金の50%が交付税措置されるというものでございます。

続きまして、緊急防災減災事業債として1,600万円の限度額で予算計上をいたしております。これは、福岡県防災行政情報通信ネットワーク再整備に伴う負担金及び災害時に備えたマンホールトイレ設置事業の財源として起債をするものでございます。事業費の町負担分の100%を起債を充当することができまして、事業費合計1,605万9,000円のほぼ全額となる1,600万円を起債するものでございます。この緊急防災減災事業債は、対象事業費の100%に充当が可能ではございまして、元利償還金の70%が交付税措置されるという、非常に手厚い財源措置があるものでございます。

次に、水道事業一般会計出資債として6,960万円の限度額で予算計上させていただいております。これは、京築地区水道企業団が実施する伊良原ダムの建設事業及び町の水道事業会計が実施する第2・第3配水池の更新事業への出資金に係る起債でございます。一般会計出資債は出資金の100%に充当可能でございまして、元利償還金の50%が基準財政需要額に算入されるものでございます。

最後に、一般補助施設整備等の事業債として3,000万円の限度額で予算計上いたしております。

ます。これは、界木地区圃場整備事業の財源として、国庫補助金を差し引いた町負担分の一部を起債するものでございます。本事業としては、農地耕作条件改善事業交付金の交付を受ける予定でございまして、事業費9,148万6,000円のうち4,450万円を交付金、3,000万円を起債で賄う予定でございます。この一般補助施設整備等事業債は、補助裏に充当が可能でございまして事業費の75%が充当可能ですが、交付税措置はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次は、歳入14ページ、15ページ、16ページ、17ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 17ページの11款1項1目1節です。児童福祉負担金につきましてでございますが、この中の公立保育園保育料等4,998万5,000円がございまして。保育料として0円から4万9,100円となっております。また、放課後児童クラブ保育料は1人5,500円の均一料金となっており、定員120名掛けの12か月分を計上しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 18ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 4目商工費負担金について御説明いたします。

消費生活相談窓口設置負担金40万1,000円、これにつきましては、上毛町との同時開設ということで、上毛町分の負担となります。内訳としましては、委託費は県費が2分の1負担、残りを上毛町、本町それぞれ2分の1負担するものであります。

また、電話回線料につきましては補助対象となりませんことから、本町と上毛町が2分の1を負担して、その積み上げが40万1,000円となる次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 18ページの上に上がります。

民生費負担金の障害福祉費負担金97万2,000円でございます。これは、障害支援区分認定審査会負担金でございまして、1市3町で共同設置をしております。その経費を持ち回りの市町村が予算計上するものでございまして、平成29年、30年は吉富町の受け持ちとなっておりますので、この予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 続きまして、2項分担金、介護予防事業分担金2,756万2,000円の御説明をいたします。

これは、県広域連合から示された数値でございまして、介護予防任意事業包括的支援事業の各

事業に対して配分が行われるものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 18ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） もう一つございます。住宅使用料でございます。

住宅使用料の2,465万円でございます。町営団地5団地の使用料でございます。一月当たり2,800円から4万9,300円の間で世帯の負担能力に応じ、家賃を算定しております。直近では、入居者が117戸ございまして、空き家が9戸となっておりますが、ただいま住宅の募集に向けての事務作業を行っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 18ページ、ほかにありませんか、説明。じゃあ、19ページ、20ページ、21ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 21ページ、3目土木費補助金の1節の社会資本整備総合交付金の定住化促進分143万1,000円でございます。

これは、定住化促進奨励金事業はここで取り組んでございまして、29年度につきましては事業費を318万円と見込みまして、その補助率45%で、この143万1,000円を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 社会資本整備総合交付金の中の町営住宅分でございます。

定住化の次に町営住宅分として2億9,208万8,000円の数字がございまして、新規事業等の概要3ページに記載されておりますが、町営住宅長寿命化計画更新事業の経費449万3,000円のおおむね45%に当たります202万1,000円、計画地内に残っております5棟10戸の住宅解体・設計172万9,000円の45%に当たります77万7,000円、監理業務委託料526万1,000円の45%に当たります236万7,000円、建築工事でございますが7億8,993万7,000円のうちの6億3,285万5,000円の45%、2億8,051万3,000円、移転補償費398万7,000円の45%に当たります179万3,000円、計2億9,208万8,000円でございます。

その下の家賃定廉化事業分でございます。これは、山王団地の17戸分が該当しますので、この交付金でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 22ページ、ありませんか。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 22ページの4目1節教育費補助金の中の、文化財保護費補助金

150万円を今回計上させていただいております。

これにつきましては、古表神社の乾衣祭の習俗調査を実施する予定にしております。これに係る事業費300万円の2分の1に相当します150万円を国庫補助金としまして予算計上しております。

この事業の実施に当たりましては、県の文化財保護課の指導、助言に基づきまして計画書等を作成しております。調査を担当します委員の選考につきましても、民族、それから服装、文献史等の分野におきまして、県が推薦します県内外の専門家としていることから、謝金及び旅費は県の基準に基づき決定をしております。この事業費につきましては、歳出のところで触れたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 22ページの5目総務費補助金の2節地方創生推進交付金について御説明いたします。

金額としては、1,648万9,000円を計上させていただいております。この地方創生推進交付金ですが、地方版総合戦略に基づきまして地方公共団体の主体的かつ先導的な事業をおおむね5年以内の複数年にわたって国が継続的に支援をするというものでございます。

本町も29年度は2年目になります。今、進めている事業、コンパクトな女子集客の町推進事業としまして、事業費としては3,297万9,000円を予定してございまして、その補助率2分の1ということで、この1,648万9,000円が上がっているものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6目農林水産業費補助金、1節水産基盤整備事業費補助金の800万円について御説明いたします。

資料ナンバーの5を御参照ください。赤い色で彩色している箇所が事業の対象となるものでございまして、物揚げ場の改修であります。事業費が1,600万円、補助率2分の1で800万円を計上しているものでございます。

次に、農業費補助金4,450万円。これは、農地耕作条件改善事業費交付金として対象事業費8,900万円の2分の1の4,450万円でございます。これは、界木地区の圃場整備の事業でございます。

次に、3節海岸保全施設整備事業費補助金139万7,000円。これにつきましては、海岸の堤防施設について、機能診断を平成30年までにしなければなりません。それに対して、国費が139万円を計上しておる次第でございます。また、県費補助金のほうで御説明いたしますが、

県からの補助金もございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか、説明。23ページ、24ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 一番上の個性ある地域づくり推進事業費補助金40万5,000円でございます。町内巡回バスのダイヤの見直しにより、7カ所のバス停留所を新設し、全体で31カ所といたします。この補助金は、既存のバス停留所24カ所の時刻案内板の改修費81万円に対する補助金であります。補助率は2分の1でございます。

その下の生活交通確保対策補助金213万円でございます。この補助金は、新設される、先ほどは既存だったんですが、新設されるバス停留所の整備に対する経費、それと、更新を予定しております、更新する車両の購入費、さらに築上東部乗合タクシーの運行経費に対する補助金であります。

新設バス停留所の整備といたしまして、時刻案内板作成費7カ所21万1,680円の2分の1、据え置きベンチ購入費5カ所36万1,800円の2分の1。そして、巡回バス車両更新費、これは補助限度額になりますが、350万円が限度、これの2分の1。最後に、築上東部乗合タクシーの運行経費に対する補助金として9万4,000円。合計の213万円でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 民生費補助金4節の老人福祉費補助金の中の在宅医療推進整備事業補助金でございます。1,106万2,000円になっております。これは、新規事業等概要の4ページに記載されておりますが、当町は、平成27年度から福岡県より、この事業のモデル市町村に指定されております。この中の整備事業費補助金要綱による事業を行うためのものございまして、詳細についてはそちらに書いておりますが、補助率として10分の10をいただく事業となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 24ページ、ほかに。25ページ、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 4目農林水産業費補助金、3節水産業費補助金、福岡県水産関連事業費補助金47万4,000円。これは、先ほど農林水産業費補助金の中で、海岸保全施設整備事業補助金139万7,000円、これは国費ですが、事業費の17%が県費補助金として補助を受けることができます。それが47万4,000円として計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 7目の教育費補助金で、1、2節を御説明いたします。

まず、地域活動指導員事業補助金につきまして、これにつきましては、県の地域活動指導員設置要綱の規定により配置します地域活動指導員につきまして、補助金交付要綱の規定によりまして補助金が交付されております。今年度の補助金額は、平成28年度の県費補助金事業内示額が146万7,000円であります。これの80%に当たります117万3,000円を予算計上しております。平成28年度の職務内容につきましては、さまざまな生活体験、社会体験活動、自然体験活動、子ども会における学習活動、その他スポーツクラブの育成等を図っております。

引き続きまして、子どもの読書活動充実事業補助金なのですが、これにつきましては平成27年度から実施をしております。子どもの読書活動充実事業の補助金であります。この事業は3カ年の継続事業で、平成29年度が最終年であります。事業費のこれは20万までの上限で、2分の1が県費補助金であります。

事業費につきましては、学校管理費の家読カード、2年生、3年生。それから、家読冊子、これは1年生から3年生までの印刷製本費が20万1,420円になります。この2分の1を計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページまで。

続いて、歳出に移ります。31ページから32ページ、33ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 33ページ、7節賃金でございます。

臨時職員等賃金170万8,000円であります。平成29年4月1日付で正職員3人を採用する予定でしたが、そのうちの1人が採用を辞退いたしました。職員定数に1名の定員割れが生じたので、平成29年度は臨時職員1名を雇用したいと思っており、その予算を計上するものでございます。

なお、臨時職員の日月賃金を本年度から300円増額し、7,000円に改定しております。これは、3年ぶりの改定になります。算出根拠は、正職員の高卒初任給に基づいて計算して、算出をしております。

その下の役場宿日直賃金263万円でございます。現在、4名の方が交代で勤務をしております。本年度から1日当たりの単価を800円増額し、6,200円に改定しております。これは2年ぶりの改定になります。算出根拠は、福岡県の最低賃金に基づいて算出しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。34ページ、35ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 35ページ、3目財政管理費の13節委託料、地方公会計ミドルウェア保守管理委託料19万5,000円でございます。これは、統一的な基準による地方公会計制度の導入に伴いまして、国から配付される無償の公会計システムを稼働させるのに必要と

なりますソフトウェア——これをミドルウェアというんですが——、その不具合やアップデートに対応するための保守料が必要となるということから、今年度、新規に計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 36ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 36ページ、18節備品購入費の7万6,000円でございます。

これは、青色防犯パトロール車の青色回転灯3個と回転灯用シガーソケット3個の購入費でございます。平成28年12月21日から22日に、青色防犯パトロール車の講習会を実施いたしました。行政からも職員31名が参加いたしましたので、町の公用車3台を青パトとして活用したいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにはないですか。37ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 13節委託料の番号制度セキュリティ対策保守料82万6,000円でございます。これは、平成29年7月から開始されるマイナンバー制度の情報連携に伴う本町システムのセキュリティ対策保守料でございます。

以上です。

その次、ずっと続けます。

交通安全対策費の11節需用費の消耗品でございます。消耗品9万円のうち、これは資料ナンバー4の新規事業等の概要2ページをあわせて見ていただければよろしいかなと思います。町内巡回バス運行改善事業となっております。そのうちの2ページの一番上、町内巡回バス運行改善事業。消耗品9万円のうちの5万円は、更新する巡回バスのカッティングシート代でございます。車両の前、後ろに吉富町巡回バスであるという名称を張りつける費用でございます。

その下の12節役務費につきましては、全て更新する巡回バスの経費でございます。

13節町内巡回バス運行委託料468万7,000円であります。巡回バスの運行費は、昨年度までは19節補助金に計上しておりましたが、29年度からは13節の委託料に計上をいたしております。町内巡回バス運行委託料468万7,000円のうち上半期——これは現行のものなんです上半期は、218万6,000円。ダイヤ改正された後、10月以降の下半期は250万1,000円。上半期と比べまして31万5,000円の増というふうになっております。

その下、巡回バス車両ボディプリント委託料32万7,000円。巡回バスが一目で住民の皆様に分かるように、車両の両側、両側面にプリントを施したいというふうに思っております。デザイン料が16万2,000円、プリント料が16万5,000円というふうになっております。

37ページは以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 38ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 38ページつづきまして15節工事請負費です。

バス停整備工事費192万1,000円でございます。内訳を説明いたします。

3つございます。上屋設置工事2カ所173万160円、漁村センターと車茶屋前の駐車場を予定しております。2つ目、バス停ベンチ設置工事。これは1カ所13万680円。漁村センターを予定しております。3つ目、歩道縁石撤去工事1カ所5万9,400円。これは、ドラッグストアコスモスの停留所を予定しております。

その下、備品購入費206万3,000円。内訳を御説明いたします。

3つございます。まず、車両の料金箱10万円。2つ目、バス停時刻案内板31カ所分、102万1,680円。3つ目最後、バス停据え置きベンチ13台で94万680円。設置箇所につきましては、資料ナンバー3の吉富町巡回バス運行経路予定で御説明をいたします。据え置きベンチの設置箇所は、番号3番、昭和喜之道クリニック前、6番、玄光院公園入り口、林歯科前、13番、昭和唐原内科クリニック前、15番、スーパー川食・吉富整形外科リウマチ科クリニック前、16番、幸子黒川沿い、19番、今吉南いとみクリニック前、20番、マルミヤストア・丸山歯科前、21番、和井田入り口・中山内科医院前、23番、鈴熊、25番、直江西車茶屋前、26番、壺神社前、30番、スーパー川食、31番、広津下中島商店前。以上の13カ所に据え置きベンチを設置する予定でございます。

バス停のうち、既に上屋、ベンチがあるところがございます。それについて説明いたします。1番、JR吉富駅、2番、吉富町役場、これは東部乗合タクシーの停留所の上り下り線の2カ所を共同で利用したいというふうに思っております。14番、老人福祉センター東病院前、18番、ほたる公園、この4か所につきましては、もう既に上屋、ベンチがございます。

あと、先ほど申しましたが、9番漁村センターには上屋とベンチの設置工事を行う予定です。また、25番、直江西には上屋の設置工事を行う予定としております。

その下、巡回バス車両購入費でございます。452万7,000円。10人乗りの送迎タイプのワゴン車を予定しております。乗降時の電動スライドオートステップがついているものを購入する予定でございます。

その下の27節の公課費自動車重量税につきましては、この更新するバスの購入に対する公課費でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 39ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 39ページの13目情報化推進費の12節の役務費、通信運搬費として12万円を計上させていただいております。これにつきましては、町のホームページの

記事の掲載を即時に行うため、ホームページに記事掲載用のスマートフォン1台分の費用を計上させていただいたものでございます。

それから、19節負担金補助及び交付金のところの最初の北九州地区電子自治体推進協議会負担金として538万9,000円を計上させていただいております。これは、28年度では389万8,000円でしたので、149万1,000円の増額となっております。この平成29年度から、福岡県自治体情報セキュリティクラウドが導入されることに伴いまして、設置機器の設定変更が必要になるということがございまして、これらに要する費用が増額となったものでございます。

次に、福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会負担金342万6,000円で、これは新規計上でございます。福岡県と県内48市町村が構成団体となりまして、平成28年度に設立された福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会への負担金でございます。福岡県では、県レベルで情報セキュリティクラウドを構築し、インターネットの接続口を集約して、集中して高度な監視を行うことで、情報セキュリティの向上とコストの削減を図ることとしてございます。

本町では、コスト面や運用に要する人的負担等を考慮いたしまして、同協議会の共同利用によりサービスの提供を受けることといたしまして、その経費について負担金の計上を新規にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 13目の情報化推進費、13節委託料で、一番下、情報セキュリティ強化対策整備事業保守料89万7,000円でございます。これにつきましては、国のセキュリティ強化対策に対応するため、本町が本年度28年度に整備したシステムの保守料でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 40ページ、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 13節委託料、交流マルシェ企画運営業務委託料766万8,000円。これにつきましては、今年度マルシェの開催を今月末に予定しておりますが、次年度においても複数回の開催を考えております。それに際しまして、出展者の支援や運営体制の整備、出展者のネットワーク、また、広報、プロモーション等を業務として委託する予定しております。

次に、創業者支援スクール企画運営業務委託料284万7,000円。これにつきましても、今年度実施しておりますが、引き続き、創業スクールを実施する予定としております。

次に、一番下のチャレンジショップ運営業務委託料。これにつきましては、今年度2店舗が追

加決定をいたしました。その運営に当たって、全く未経験者の方、経験者であっても、商売についての売り上げとかコスト管理等を含めたところで指導をするということでの業務委託料として、275万4,000円を計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 同じところでございます。女子集客のまちづくり運営組織づくり運営組織づくり支援業務委託料として、1,242万円を計上させていただいております。平成29年度以降の、会社——まちづくり会社ですけど——設立に向けての体制を構築していくことになるわけでございます。具体的な内容としましては、まちづくり会社の経営計画の作成を行いまして、まちづくり会社代表者となる人物の育成等、また、チャレンジショップや交流マルシェ創業支援スクールなどに主体的に携わりながら、知識と経験を積んでいただいて、経営者としてのスキルアップにつなげていく計画となっておりますのでございます。

次に、女子集客のまちづくり、空き家店舗出店支援業務委託料729万円を計上させていただいております。空き家を店舗として活用することを計画しておりまして、先ほど5年間の事業と言いましたが、その3年目、4年目のところでは、空き家をリノベーションしまして店舗等に活用できるようにしたいと考えているところでございます。29年度につきましては、その店舗の出店者を公募等しまして選考する、そういったところの予算を計上しておるところでございます。

次に、地方創生広告作成業務委託料592万5,000円ですが、これにつきましては、地方創生の総合戦略の中の移住・定住に関する情報の発信の強化ということがございまして、ホームページ等ではいろいろインターネットを通じて情報は流しているところなのですが、そういった電子情報をごらんにならない方には、なかなか情報が行き届かないということも多々ありますので、直接目に触れる広告物を設置、配布したいということで、地方創生のパンフレットの作成料や地方創生のPR広告の作成料を計上してございます。

それとあと、吉富町を広く知っていただくということの取り組みの一つとして、トラックラッピングですね、このデザイン料と、あとプリント料というようなことも、この費用の中で考えているところでございます。

今、こういう輸送用のトラックの活用ということで、町内の運送会社のほうに、そういったことの協力はしていただけないかなということで、申し出をしております。

次に、地域おこし協力隊の導入・採用業務委託料200万円でございますが、地域おこし協力隊、三大都市圏内の都市地域や政令指定都市から、この地方部の市町村に住民票を移して移動し、生活の拠点として移ってきた人を地域協力隊として委嘱しまして、いろいろ地方創生に係る事業に携わっていただくようになるんですが、29年度につきましては、この地域おこし協力隊の事

業を開始していきたいなという思いの中で、こういった分野に導入・採用することが最善の効果が上がるかというようなことについての調査の事務の委託に係る費用を計上しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 41ページ、42ページ、43ページ、44ページ、45ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 社会福祉総務費の中の1節の報酬です。報酬の中の障害支援区分認定審査会委員の報酬95万2,000円を計上させていただきます。

先ほど歳入で御説明したとおり、1市3町で共同でやる審査会でございます。医師、精神保健福祉士等専門職に対する報酬でございます。1回当たり1万1,900円を想定しております。16回分の審査会を予定しております。

次に、下のほうの13節の委託料でございます。電算システム改修委託料118万8,000円でございます。

新規事業概要の4ページに記載されておりますが、子育てワンストップサービス事業にかかわる委託料でございます。これは平成29年7月から、国のほうがマイナポータル機能を利用した、子育て支援に関する各種手続きを可能にするために行うものでございます。46ページの14節にLGWANASPサービス利用料63万6,000円も、この子育てワンストップサービス事業の一環で計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 46ページ、47ページ。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 2目国民年金事務費13節委託料です。国民年金届出書等の媒体化システム改修業務委託料であります。

年金事務所、日本年金機構等に送付いたします国民年金の各種書類が、今現在、紙ベースで行っておりますが、それを電子媒体化、CD、DVDで行うための電算システムの改修費でございます。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 48ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 13節の委託料でございます。その中に高齢者福祉計画策定業務委託料280万8,000円を計上させていただきます。

老人福祉法第20条の8の規定に基づく策定でございます。新規事業概要の4ページにも記載しておりますが、29年度中に策定をし、平成30年から平成32年までの吉富町の高齢者施策を示す大事な計画となります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 49ページ、50ページ、51ページ、52ページ。はい、50ページ。

○健康福祉課長（上西 裕君） 50ページの13節の委託料でございます。その中の一番最後に、在宅医療推進実施体制構築支援委託料840万3,000円を計上させていただきます。

これも新規事業等の概要の4ページに記載されておりますが、在宅医療推進の事業の一環でございます。歳入で申したとおり、吉富町は県のほうからモデル市町村と指定されております。この一環の事業でございます。内容的には在宅医療の推進を図り、在宅医療サービス提供体制整備を構築するものでございまして、シンクタンクと申しますか、専門調査機関との共同でこの体制づくりを図り、住みなれた町で、自分らしく暮らせるシステム構築に欠かせない事業経費となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 51ページ、52ページ、53ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 53ページの18節備品購入費でございます。その中の備品購入費として56万7,000円の内訳でございますが、子育て支援センター内で防犯カメラ2台、モニター1台を設置するものでございます。

そのほか放課後児童クラブ内の収納棚4台、43万2,000円と合わせてその分を計上させていただきます。

なお、こどもの森にも同様の防犯カメラのシステムの導入予定をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 54ページ、55ページ、56ページ、57ページ、58ページ、59ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 59ページ、母子衛生費の中の18節備品購入費3万3,000円の内訳でございます。これは沐浴人形の買いかえに伴うもので、平成8年に購入して既に21年経過しており、老朽化により沐浴練習時に支障を来しております。今回、購入するための予算を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 60ページ、61ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 61ページ、15節の工事請負費でございます。予算金額としては44万円の予算計上させていただきます。

これも新規事業等の概要8ページの中に詳細が記載されております。あいあいセンターのトイレ内の改良工事でございます。現在、男性トイレは和便器のみでございますので、これを改良

するものでございまして、手すり等設置して、住民の方が使いやすいようなトイレに改修するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 62ページ、63ページ、64ページ、65ページ、66ページ、67ページ、68ページ、69ページ、70ページ、71ページ、72ページ、73ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 住宅管理費の中でございます。13節の委託料でございまして、その中に449万3,000円の予算計上しております町営住宅長寿命化計画更新事業でございます。

新規事業等の概要3ページの中にも記載されておりますが、福岡県住生活基本計画が作成されており、当初、町の長寿命化計画は平成23年度に作成されたものでございまして、本町の現状に沿った見直し等を行う予定としております。また、町営住宅修繕調査・点検事業も行い、効率的な見直しを行う予定としております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 74ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 74ページの上の15節工事請負費でございます。208万3,000円の内訳でございますが、幸子団地竣工当時から稼働しておりますポンプ、既に22年経過をしております。受水槽設備内の給水ポンプ4台のうち2基分を、今回、取りかえ工事を行うものでございまして、2台分合わせて79万4,000円の予算を計上しております。

もう1箇所、駐車場側の水路敷横ののり面のコンクリート張り工事をいたす予定にしております。何分、水路敷でございまして、最近、草が伸びも激しくて、1回当たりの草刈り料も十数万円をかけて、今、行っておりますが、今回、思い切って128万9,000円の予算計上して、コンクリート張りにする予定でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 75ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 75ページの下から2つ目の18節備品購入費135万8,000円の内容を御説明いたします。5つございます。

まず1つ目、消防団員用ヘルメット62個、60万2,640円。2つ、消防団員用耐切創手袋62個、28万1,232円。3つ、消防団用投光器用発電機、消防団の使う投光器用発電機1台、13万8,240円。4つ、屋外用ホース格納庫5台、13万5,000円。5つ、消火栓キーハンドル10本、20万880円。この5つでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 74ページにお戻りください。済いません。

74ページの住宅建設費でございます。この中の住宅建設費総計ですね、8億118万4,000円。

新規事業等の概要3ページの中に記載されております公営住宅建設事業、28年度からの継続事業でございまして、最終年度の29年度に当たり必要な予算を計上しております。

なお、移転補償費につきましては、団地内14戸、団地外6戸、20戸分の予算を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 76ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 4目災害対策費の11節需用費、消耗品費175万2,000円の内容を御説明いたします。4つございます。

1つ、災害備蓄品、これはもう計画的に毎年買っているものでございます、47万3,300円。今年度はアルファ米800食、保存用飲料水150本、保存用ビスコ60袋入5箱、災害用食器セット100人分を2箱、ポケットトイレ200回分を2箱でございます。2つ、新規採用職員防災服及び雨合羽2人分で6万3,500円。3つ、職員防災用編み上げ靴80足で111万4,560円。4つ、災害訓練用資材10万円でございます。

その下、12節災害Wi-Fi通信回線使用料12万2,000円でございます。それと、その2ページがまたがりませんが、災害Wi-Fi環境整備委託料40万5,000円でございます。

これにつきましては、資料ナンバー4の新規事業等の概要7ページにも記載しておりますが、避難所である吉富フォーユー会館と災害拠点施設である役場庁舎にWi-Fi環境を整備いたします。これにより、避難者や職員がインターネットの代替回線として、災害時の情報収集、伝達手段として活用します。

なお、災害時のみならず、平時にも活用できるシステムを構築したいと思っております。8月からの運用をしたいと思っております。この回線使用料は8月から3月までの8カ月分というふうになっております。

Wi-Fi環境整備の委託料は40万5,000円でございます。光回線2回線を含め、Wi-Fi環境の整備をする経費でございます。

その次、13節のマンホールトイレ設計委託料412万6,000円でございます。

これも同じく新規事業等の概要7ページに記載しておりますが、町営プール横、若山物産側の駐車場のプール寄りの一部に、災害用マンホールトイレを5基設置したいと思っております。5基のうち1基はワイドタイプで、車いす対応を設置する予定にしております。

平時は、マンホールだけでございます。災害時に上屋を建てる。平時はマンホールだけでありますので、特に、物があるわけではございません。災害時に上屋を建てるということになっております。

設計委託料が412万6,000円。設備整備工事費が451万6,000円。備品購入費が310万1,000円。合計の1,174万3,000円でございます。

このマンホールトイレの設置につきましては、歳入で企画財政課長が説明いたしましたが、緊急防災減災事業債のメニューに該当し、充当率100%。元利償還金の70%が交付税算入をされます。

その下、済いません、77ページに移ってしまっておりますが、申しわけございません。その下、19節負担金補助及び交付金で、福岡県総合防災訓練負担金でございます、60万円。

これも新規事業等の概要7ページに記載しておりますが、毎年、県内各地、県内のどこかで実施されている福岡県の総合防災訓練が、平成29年度は京築広域圏消防本部管内が担当となり、吉富漁港をメイン会場に開催されます。管内5市町が均一に60万円の経費を負担するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 77ページ、ほかに。78ページ。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 78ページの13委託料の学力向上推進事業で85万円を計上させております。昨年度よりも40万円増額となっております。

これにつきましては、基礎学力の定着を図りまして、学力の向上を目的としておりますが、5年生、6年生を対象に行っています寺子屋よしとみを、今年度から4年生まで対象を広げまして、事業の拡大を図りたいというふうに考えております。

その下、19負担金補助及び交付金の教科書図書採択協議会負担金1万7,000円と、同じく教科書図書調査研究協議会負担金を7,000円、今回、予算計上しております。

これにつきましては、平成30年度以降使用します教科用の図書、道徳の選定を平成29年度に行うための協議会負担金と、その調査研究を行うための協議会の負担金であります。

同じく19節で、適応指導教室負担金40万円を計上させていただいております。

これにつきましては、何らかの問題を抱え、学校に通えない状況にある児童が、学校復帰可能となるまでの間の支援策としまして、学校支援はもとより集団生活への適応、情緒の安定、基本的な生活習慣の改善等のための相談、適応指導を行う適応指導教室の利用の負担金でございます。

本町には、独自の適応指導教室を設置していないために、豊前市の適応指導教室のしゃくなげ教室を利用させていただく予定にしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 79ページ。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 2項小学校費の1目学校管理費1節報酬で、学校運営協議会委員報酬で21万円を計上しております。

平成28年度の6月補正で、学校運営協議会制度導入検討委員会委員報酬等を計上しております。年間スケジュールどおり委員会を重ねまして、学校運営協議会規則を作成しまして、平成29年4月1日からの施行となりまして、平成29年度から吉富小学校に学校運営協議会を導入したいというふうに考えております。

目的につきましては、議員さん、既に御存じだとは思いますが、学校、家庭、地域が一体となりまして、よりよい教育の実現に取り組んでいくとともに、学校と地域が相互に教育力を高めて、子供たちの豊かな学びと育ちの環境をつくると。学校運営への地域住民の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 80ページ、81ページ。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 2目教育振興費18備品購入費で3,750万円を計上させていただいております。

まず、音楽備品で29万6,000円。これにつきましては電子オルガン及び鍵盤ハーモニカの購入になります。平成29年度のクラス数増加に伴いまして、電子オルガンの購入と、児童数の増に伴う鍵盤ハーモニカの不足分の購入になります。

それから、体育備品につきましてはスローブマット、それから、ライン引き及びラインのパウダーボックス、ソフトの跳び箱、それぞれ各1台であります。

さらに、パソコン教室備品としまして、これは第4次総合計画に基づきまして、情報教育の一環としまして、タブレットの購入の予定であります。これからの社会を生きる児童に求められます資質、能力の一つとして、さまざまな情報を自主的に活用しまして問題を解決し、新たな価値を創造するというみずから学び、みずから考え行動するという力が上げられます。

タブレットパソコン等を使ったグループ学習や教師・児童の双方向的な学習のタブレットパソコンの活用によりまして、みずからを考え、学び、行動する力を身につけさせることができるというふうに考えております。

また、好むと好まざるに関わらず、現代社会は情報化社会であり、その中で生き抜いていくことも、これからの子供たちには、その多種多様な情報をうまく活用しまして、将来の職業等にも生かしていく力が求められるため、小学校のころからの情報機器等の操作、活用能力を身につけさせることを目的としております。

金額につきましては、13節の37万8,000円。これにつきましては、タブレットパソコンのシステムサポートとして、使用時の機器のトラブルに対応できるように保守契約をします。

それから、18節3,700万円です。これにつきましては、サーバー機器として102万7,000円。同じくサーバー機器のフィルタリングとして102万7,000円。それから、タブレット自体が1,746万8,000円。それから、ソフトウェアが1,208万9,800円。あと、導入経費等々が189万1,960円で、トータルで3,350万376円の消費税分として3,700万円。金額につきましては、最大限の金額を見積もっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 82ページ、83ページ。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 83ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費13節委託料で、講演会関係の出演委託料263万円と敬老会関係出演委託料20万円を計上させていただいております。

講演会関係につきましては、2講演分を予算計上しております。一般対象向け講演会としまして166万円。それから、小中学校児童生徒向けの講演としまして97万円。それから、敬老会関係としまして、今度、新たに20万円予算計上させていただいております。

敬老会の参加者の増加対策。参加率が20%程度なので、昨年度から試験的にやってるんですが、アトラクションの中に高齢者が楽しめる落語等の事業を取り入れまして、参加者が楽しめる事業としたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 84ページ。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 84ページから85ページにかかります。3目の文化財保護費で、先ほど歳入のところで御説明しました300万円の内訳について御説明をいたします。

習俗文化事業としまして、まず、第1節の賃金のうち84万4,000円、9節の旅費のうち210万5,000円、11需用費のうち3万9,000円、12役務費のうち1万2,000円を計上しております。合計で300万円になります。

古表神社の乾衣祭と奉納されました御神衣の詳細調査を実施して、報告書をさらに発行するための予算計上で、習俗調査費になります。

八幡古表神社では、傀儡の舞と相撲において細男の舞の御神像が着用します着物を奉納する習俗が、少なくとも江戸時代から残されております。着物は主に子供が誕生した家が奉納し、現在まで2,000点を超えるとされ、資料の時代や材質などから、長い期間奉納されてきたということが分かります。

これらの着物は、毎年8月6日、7日に虫干しを兼ねてお披露目されるとともに、4年に1度

行われます傀儡の舞と神相撲において、細男の舞の御神像が着用いたします。本習俗は、全国的にみられる七夕の際に子供の着物をかけるなどの習俗に類似していますが、1箇所にてこれほどの大量に奉納された例は余りなく、この地域の生育習俗、「さん」は生まれ育つですね。生育習俗の地域的特色を知る上で貴重な習俗であります。

また、吉富町に隣接します中津市には、重要無形民俗文化財古要神社の傀儡の舞と相撲が伝承されている神社がございますが、このような習俗は行われてはおらず、八幡古表神社を中心とします地域に特徴的な習俗であると考えられます。

これまでに、詳細な調査記録が実施されていないため、今回、調査を実施しまして、その全容を明らかにしたいというふうに思います。

なお、調査終了後には、町として習俗を無形民俗文化財として保存活用するだけでなく、奉納物も有形民俗文化財として保存活用を図っていききたいというふうに考えております。

調査期間は2年間で、平成29年度は基礎調査と現地調査になります。県が推薦します県内外の専門家5名と本町の文化財保護委員会長の6人で、調査をお願いするように予定をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 86ページ。教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 86ページ、5目のフォーユー会館費13委託料のホール客席クリーニング業務委託料で、今回、81万円を計上させていただいております。

大ホールの客席は、長年の使用によりまして、しみや黄ばみなど汚れが目立ち始めていることから、全座席クリーニング洗浄を行いまして、整備時の状態に戻し長寿命化を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 87ページ、88ページ、89ページまで。

以上で、試行部の説明は終わりますが、説明の漏れ等はありませんか。

執行部からの説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、本日の質疑は省略し、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算については、本日の質疑は省略し、予算特別委員会に付託することに決しました。

暫時休憩いたします。再開は3時45分からとします。

午後3時36分休憩

午後 3 時 45 分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第 1 4、議案第 1 3 号 平成 2 9 年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第 1 4、議案第 1 3 号平成 2 9 年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

予算書 1 ページ、歳入 2 ページ、3 ページ。歳出 4 ページ、5 ページ、6 ページ、事項別明細書、総括歳入 7 ページ、同じく総括歳出です。歳入 8 ページ。

岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 現在の国民健康保険に加入している世帯数、それから滞納世帯数、短期保険証を発行している世帯数、資格証明書を発行しているところがあれば、それも教えてください。

それともう 1 つ、何も入ってない方、先日、会社を退職した後、国保に入っていないという方に出会ったんですけども、そういう方の数を把握してあれば、その数もお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

直近の数字でございます。3 月 1 日現在になりますが、世帯数が 9 6 5 世帯、加入者は 1, 6 1 8 人でございます。資格証明者はゼロでございます。短期保険証は 4 0 世帯の方に交付してあります。なお無保険方の把握ですが、役場では把握しようがないというか、そういう現状になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 滞納の世帯でございますが、2 8 年までは継続中ですので、2 7 年度の実績は 2 7 年度の決算で述べました 4 7 5 世帯程度でございます。

○議長（若山 征洋君） 9 ページ、1 0 ページ、1 1 ページ、1 2 ページ、1 3 ページまで、歳入全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 聞きもらしたんですけど、9 ページの国庫負担金のところの 1 節現年度分で支援金分というのがあるんですけど、このお金は国が国保の県単化に向けて保険料の激変緩和にも使えるものとして支出している支援金でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

平成30年に向けての保険税の軽減に向けた、そういう支援金ではございません。以上です。  
一般の療養給付費ですかね。その負担金です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そういう支援金が確か来ていると聞いているんですけども、それはどこに反映されているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほどの支援金でございますが、療養給付費負担金の中の老人保健医療費の拠出分とか後期高齢者支援金、そういう部分が支援金でございまして、保険税を下げるための支援金ではございません。

ご存じのように、国保の分は軽減率が幅が広がっております。それに対しての国からのそういう補助はありますが、特段、保険税を下げるような、そういう施策はまだ来ておりません。

平成30年の保険料を決めるときに、県にそれなりのそういうお金が来て、町が納付金として納めるようになると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと、今の納得いかんのですけど。

じゃあ、私が言った支援金はどこに反映されているんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

支援金、入ったお金は医療費等に使われております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私の認識では、その支援金は国保が県単位化されますよね。それに向けての準備とか、また、保険料が激変するので、それを緩和に使ってもよいという感じで受け止められてるというふうに聞いているんですけど。実際に北九州市はそれを使って保険料を下げてます。そのことを今、言っておられるんですか。そういうお金が来てるはずですよ。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 我々が知ってる、北九州のそういう分でございますが、これは法定外の軽減ですかねえ。それに使ってるということでございますか。

○議員（8番 岸本加代子君） 下げてます。

○健康福祉課長（上西 裕君） そうですか。

下げる財源がないというか、ご存じのとおり、平成29年度は吉富町は福岡県でも第3位の高医療市町村ということで指定をされております。

そして、低所得の方にはそれなりの軽減措置が生じておりますので、それに上回る軽減等は、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページまで、歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 15ページの役務費委託料の中にジェネリック医薬品についてのことが計上されているんですけども、ジェネリック医薬品使用の広がりや、今、どういう状況でしょうか。全体のどのくらいを占めているかわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今、手持ちに資料がございませんが、ジェネリックの通知によって、現在、使ってる薬品代、ジェネリック相当の薬品代の、その比較ができるような仕組みになっております。

なお、医療機関等、調剤薬局は、ジェネリックに関しては、結構、協力的、そういうようなあれをしております、なかなか難しい比較でございます、比較のタイミングがなかなかできかねますが、薬局に聞くと、調剤薬局の処方箋を持ってきたとき、ジェネリックの利用させてくださいとか、そういうお声があります。

また、国保連合会にそういう資料がないかというのを、また確かめて、後日報告を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 国保は30年から県に移管というふうにお聞きをしているわけですが、そうすると、今年度でこれの会計という形がある程度しめられる形になるんかと思うんですけど。今回当初予算という形で、1年分の予算が計上されたわけですが、どうなんでしょう、見通しとして、大体いつも補正という形で、追加はかなり出ると思うんですが、この予算で足りるのか。いける見込みで出されたんだと思うんですが、その辺の見通しと、あと、県に移管するときに、補正が出るということはお金が足りないから補正をかけるのが大体常だと思うんです。

先日聞いたように基金とかは特になんかということなので、余るということはないんでしょうが、県に移管するときに、この会計上はどうなるんでしょうか。少し余るのか。逆に足りなくなるの

か。その辺のことをわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） ご存じのとおり平成30年度から、県も財政の一部を担うということになっております。

今のところの情報によれば、残ったお金、それは県に召し上げられる、そういうシステムじゃないそうです。県が一番心配しているのは、赤字の団体がどのくらいあるかということですが、幸い、吉富町は赤字になっておりません。

そういう基金を利用しながら、うまく運営をさせていただいております。

予算の見通しでございますが、歳出予算10億円を超える金額を組まさせていただいております。我々としては、この範囲内でどうにか持ちこたえるのではないかと推計をしております。

なお、高額薬剤にしても、2月診療分から金額的にも、かなり半額とか、そういう薬価になる予定でございますので、どうにか補正をしないように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この健康に感じては努力でっていうとなかなか難しいとは思いますが、ぜひ、そういう形でやっていただきたい。

特に、吉富町は、町からの持ち出しをしないというぐらい、この保険税の財政はいいとお聞きしておりますので、何とか、いい形で県に移行してほしいとは思いますが、そこで、もう1年しかないわけですから、ある程度の見通しとか、そういう話し合いがあったのかと思うんですが、国保税が町から県に移管した場合、どうなるのかという見通し、まだ確定とか出てないと思うんですが、上がるのか下がるのか、所得とかその辺によって変わってくると思うんですが、大幅、全体的に上がるのか下がるのかそれぐらいはわからないのでしょうか。お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） お答えします。

今後、統合に向けて、税が上がるのか下がるのかというところなんですが、今後、1年間をかけまして、そういったことを検討をしていきたいというように思っています。今現在は、県の平均よりは低いというのは間違いありません。上昇傾向にあるという想定は、今のところしておりますが、どれぐらいになるのかとか、そういった細かなことは、この1年間で検討をしていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まだわからない、今から1年間という形ですが、1年しかないわ

けですから、いつ時期に町民のほうへ、こういうこと決まりましたよという形で、来年の1月ぐ  
らいの広報でぽんと出して終わるのか。それとも、今からそういうことを含めた啓蒙していくの  
か。その辺のスケジュール、そういうものはもう1年も前ですからあると思うんですが、どうで  
しょうか。わかりますか。

先ほどから財政上いいと言ってるんですから、吉富町は大丈夫ですよというふうな形でお知ら  
せするのか。少なくとも、県より、今、保険税は実際安いわけですから、この近辺でも。少なく  
とも平均になれば、おのずといままでよりは高くなるということになると思うんですが、その辺  
はどうなんでしょう。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

県においていろんな会議に出させていただいております。

一番、それが気になっておまして、参加市町村の方からその言われる保険料の納付率、幾ら  
納付を納めてたらいいのかということ、先日も県の担当者にお尋ねをいたしております。大体、  
シミュレーションをいろんなことをやっております、恐らく、ことしの年末か、国が示す、い  
ろんな交付金とかそういうのがございますから、最悪の場合という言い方は悪いんですけど、県  
の担当者のお話で来年の1月になるんじゃないのかというようなそういうお話もありますが、大  
体あらかたの数字は秋ごろには出ると思っております。

あくまでもシミュレーションにおける参考値ということで、この参考値は公表するべきか  
しないべきかというのは、また、いろいろ、そのとき、議論があると思いますが、県の職員によれば、  
来年早々という、国会のいろんな状況を踏まえて、そういう金額をはじいて、なるべく正しい金  
額をはじいていきたいという、そういうお答えをいただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、22ページ、23ページ、24ページ、25ペー  
ジ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページまで。次に31ページ、保  
険給付並びに老人保健搬出金に係る内訳書32ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は福祉産業建設委員会に付託  
したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算については福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

日程第15、議案第14号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議案第14号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に6ページ、歳入。

はい、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 17年、ことし29年度の4月から保険料の特例軽減の縮小廃止が一部なされると聞いていますがそれ、どういうものでしょうか。

もしかして、それ、なされるとすれば本町でその影響を受ける人たちはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

軽減特例の見直しということでございます。

現行の所得割軽減が2割軽減へ縮小、現行の被扶養者の軽減、9割軽減を7割軽減へ縮小。均等割、9割軽減を8.5割の軽減を当分の間続けるということございまして、当初、国が予定された軽減よりかなり緩やかになっております。

なお、均等割の軽減判定でございますが、5割軽減につきましては、現行33万円プラス26万5,000円掛ける被保険者数でございますか、これが改正後33万円プラスの27万円掛け被保険者数。2割軽減につきましては現行33万円プラス48万円掛け被保険者数、これが改正後33万円プラス49万円の被保険者数ということで、軽減の対象者といえますのは、それぞれ拡大をしております。なお、これによって、何人ふえる、へるかは手持ちの資料がございません。その資料はわかれば、またお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に7ページ、8ページ、歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に歳出に入ります。

9ページ、10ページまで。歳出全般について御質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 9ページが一番上の賃金、舞台操作員賃金、これどういうことなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お待たせをいたしました。

健康長寿講演会をフォーユー会館の大ホールで行います。それに伴う舞台操作等の賃金でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第16、議案第15号 平成29年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議案第15号平成29年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、次に5ページ、事項別明細書、総括歳入。6ページ、同じく総括歳出。次に歳入、7ページ、8ページ、9ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に歳出に入ります。

10ページ、歳出全般について御質疑はありませんか。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 教育振興費奨学貸付金で貸し付け、今回計上されてますが、何件

ぐらいを予定されているのでしょうか、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（江河 厚志君） 大学、短大、専門学校で40名、それから高校で15名を予定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号平成29年度吉富町奨学金特別会計予算については総務文教委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第17. 議案第16号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、議案第16号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ、歳出4ページ、5ページ、第2表債務負担行為。次に、6ページ、第3表地方債。次に事項別明細書総括歳入7ページ。8ページ、総括歳出。次に、歳入9ページ。

はい、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 現在の接続率と、それから公共下水道の普及率お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 現在、1,444戸普及しておりまして、接続率につきましては、49.1%でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 公共下水道がどのくらい町内予定されている面積の何%ぐらいありますか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 今現在、広津の交差点ところまでは整備が進んでおりまして、また西のほうにつきましては、土屋地区の村中を、現在、整備をしているところでございまして、おおむね、吉富町の行政面積の中の半分はクリアできていると思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この29年度のこの予算で面整備どれぐらいふえるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 今現在、認可エリアといたしまして、72ヘクタールのうち57ヘクタールがまだ残っておりまして、このエリア内を、現在、進捗を図っているところでございまして、今年度は8.2ヘクタールの計画を立てております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 10ページ、11ページ、歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出12ページ、13ページ、14ページ。

歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 昨年度より1億4,000万円ほどの積極的予算になっておりますが、これはやはり一刻も早く下水道を進めたいという執行部のあれなんですか。その確認をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 全くおっしゃるとおりでございまして、また、工種といたしまして、来年度は広津の交差点、それから山側のほうに幹線管渠を整備する予定にしておりまして、その工法といたしまして、推進工法、単価的にちょっと高い工法を計画立てておるところでございまして、そういったところで全般的に工事費が上がったことによりまして下水道事業の予算がここから出るということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、15ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。次に16ページ、地方債の現在高に関する調書。次に、給与費明細書17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案16号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算については福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第18. 議案第17号 平成29年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、議案第17号平成29年度水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記3ページ。予算実施計画収益的収入及び支出4ページ、5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュフロー計算書6ページ。給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書10ページ、11ページ。予定貸借対照表12ページ、13ページ。予定損益計算書（前年度分）14ページ。予定貸借対照表（前年度分）資産の部15ページ、負債の部16ページ。

次に、予算明細書、収益的収入及び支出17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。資本的収入及び支出21ページ、22ページまで。

以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号平成29年度水道事業会計予算については福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

**日程第19. 議案第18号 教育長の任命について**

○議長（若山 征洋君） 日程第19、議案第18号教育長の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。

総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書34ページをお願いいたします。

教育長の任命について。

吉富町教育長に次の者を任命したいので同意を求める。住所、上毛町大字東上2801番地、氏名、皆尺寺敏紀、昭和32年11月25日生まれ。任期、平成29年4月1日から平成31年10月4日まで。

平成29年3月31日をもって吉富町教育長を辞職する園田陽一氏の後任として皆尺寺敏紀氏を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

皆尺寺敏紀さんにつきましては、2月27日の議会全員協議会で町長が経歴を御説明いたしましたが、現在59歳で京築教育事務所の現職の所長でございます。豊前築上郡内の小学校の教諭、教頭、校長、また、福岡教育大学付属小倉小学校の教諭、副校長を歴任し、現職に就任しております。

教諭としての豊かな知識と経験、また京築教育事務所所長として教育行政にも精通しており、本町の教育長に就く人材として最適者であると思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

本案に対して御質疑がありませんか。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この提案された方に関して、私は直接的な面識とかありませんので、人間性についてとか、人物の評価というのは、私のほうができかねませんが、この任命案について3点ほどお聞きしたいことがございます。

1つ、前任者である園田教育長は、三毛門、豊前市の方である。

今回の方は、皆尺寺さんですか、上毛町、大平村の方である。誇りと絆を育む吉富町に人材はいなかったのか、というところが1点目。

2つ目、教育とは、継続性、連続性が重要であると考えられる。そのために政治的中立性と安定性を確保を図っている。今期で小学校の校長先生も定年を向かえ交代するとお聞きする。教育事務長である教務課長も定年で退職されると。後退になるのではないかと思われる。その上で、教育行政のトップである教育長の急な交代、現場の混乱など生じないのか、支障はでないのか、心配するがその点についてをお聞きしたい。それが2点目。

3点目。本来は本人にお聞きするのが一番だとは思いますが、この場にいらっしゃいませんので、町長はこの方と任命について、町長の考える教育についてなどお話されたのかと思います。そして、その方の教育理念とか教育方針などを確認した上で任命に至ったのであろうかと思われまます。その方の理念や意気込みなど、本人の言葉をかわりに皆に教えていただければと思います。これが3点目です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） まず、1点目の町外ということで、町内にはどうだったのかという御質問ですが、私が一番重きを置きましたのは、吉富町の小中学校の教育について、どなたが一番適任者かということで、いろいろと検討させていただいて、皆尺寺さんが一番適当ではなかろうかということで、園田教育長とも相談をさせていただきました。園田教育長も皆尺寺さんをとということがありましたので、御本人さんにその旨を伝えると同時に、福岡県の教育部局であります教育長初め総務課長さん等にも御相談をさせていただいて、現職ではありますが、福岡県としても、すばらしい教育長になるであろうということで御推薦もいただいております。そういうことで、町内ではありませんが、近隣においても、町内の方々と比べるわけではありませんが、町内の方も含めて検討する中で最適任者だというふうに思っております。

あと、本人の意気込みですが、御本人さんとお話をした中で、やはり、教育長にという声をかけていただいて、本人としても、まだ定年前ですが、1年、急な話ですが、早期退職をして、教育長の職務に励みたいというふうに言っておりました。

それから、教育長が変わる。教務課長が変わる。小学校の校長がちょうど定年で変わるという時期ではありますが、皆尺寺さんは、この吉富を管轄します京築教育事務所の所長でありまして、私どもの教育大綱あるいは教育方針等も十二分に精通をしておりますし、また、学校内の事情も精通をしております。また、校長が新しく来ましても、何ら違和感なく入ってこれるのではなかろうかなというふうに思っております。

また、本町の教務課長も、まだ誰をとというふうに決めてはおりませんが、本町の職員の中にも、かなり顔見知りであったり、いろんな仕事の面で、今まで一緒に携わってきた経緯がありますので、そういう面では、私は、心配はいたしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 皆尺寺氏の任命については、私は何ら不同意とかいうのはありませんが、一つ教育長にお尋ねしたいのは、新しい教育長さんがいらっしゃると新しい教育感でやはり物事を考えられると思うんですが、教育長がスムーズに人事の交代をするときに、意志の伝達といいますか、現状の吉富のありのまま、あるいは今までやってきたことの延長になるのか、また新しくなるのか、ちょっと、そこわかりませんが、スムーズにやるために、そういう場を設けてお話しすることは考えてらっしゃいますか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 一番大事なことだと思っております。時間を設定して十分2人で話し合うように予定はしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 教育長、園田教育長、本当、大変長い間御苦労さまでした。ありがとうございました。

一つ、ちょっとお聞きしたいんですね。残念なことに、この前、小学校でいろんな問題があったかと思います。事情をお聞きして、とにかくその当該の生徒もちゃんとできるように、学校に来れるように、もう一つ、当該の女子先生にも傷が、傷がついたらおかしいけど、何とか教員を続けられるようにお願いしますよというふうな全員でお話、お願いしたかと思いますが、残念なことにおやめになったという話を聞きました。ちょっと経過はよくわかりませんが、今、同僚議員の中にもありました。今までいろいろ努力したにもかかわらず、うまくいかなかったこともあるかと思います。そういうことを新しい教育長、教育事務所の所長さんでありますので、事情はよくわかるかと思いますが、そのほかにも、やっぱり、吉富町教育委員会、教育行政の中で語らねばわからないことがあるかと思いますが、その点、ちょっと気持ちをお伝えしたい、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 園田教育長。

○教育長（園田 陽一君） 先ほどと同じような質問ではなかろうかと思いますが、十二分に、その経過等につきましても、今まで一緒に委員会と事務所でやりとりをしてきた中でございますので、十分承知でございます。今後とも時間を設定して、そのことも話すし、今後のことも吉富小

学校の発展のための尽力してくださると思いますが、方法等について、じっくりと話し合っていたいと思っております。

以上でございます。（「ありがとうございます。御苦労さまでした」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 賛成討論を行います。先ほど、確かに教育現場というのは継続性、連続性が大事ということで、大変危惧していたわけですが、町長の説明、教育長の説明ということをお聞きし、逆を言えば、教育長、事務局長、そして、学校長というお三方が交代されるということは、また、一度、一つリセットして、また新たなる形での教育現場をつくっていただけると信じて、賛成討論としたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前回の同様の議案のときにも申し上げましたが、首長が教育長を任命するということについて、教育の独立性が損なわれるのではないかという問題点があります。今回の議案については、教育の独立性を確保し、認知的教育行政が行われるべきであることを強く主張した上で、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 次に、反対討論の方はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論の方、ほかにおりますか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 賛成討論します。この義務教育のいわゆる、この京築のトップであられる方が我が町の教育長で来られるということは大きな驚きと期待をもって賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号教育長の任命についての同意を求める案件は同意することに決定いたしました。

日程第20、議案第19号 町道路線の廃止について

○議長（若山 征洋君） 日程第20、議案第19号町道路線の廃止についてを議題といたします。担当課長に説明を求めます。産業建設課長、説明。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案第19号町道路線の廃止について御説明いたします。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の町道路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

路線番号330、今吉池ノ上2号線。起点、吉富町大字今吉361番地先、終点、吉富町大字今吉359番1地先。

お手元の資料ナンバー2の4ページを御参照ください。

赤色で示した路線となります。提案理由は、今吉地区の道路計画の見直しにより、未建設道路について町道認定を廃止するものであります。廃止しようとする路線は、平成16年度に今吉地区から未接道農地への道路整備を要望され、平成16年9月議会において道路認定し、道路計画した3路線のうちの1路線であります。既に2路線の整備が完了したことで、未接道農地が解消され、町道整備の必要がなくなったことから、町道認定を廃止するものでございます。

よろしく御審議、御議決方、お願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、以前に要望があった形で、ここに3路線入る予定が、もう今のつながった分で、もう十分活躍できるようになったと。だから、これは必要なくなったということで、廃止というふうにお聞きしましたが、廃止ということで、じゃあ、ここにはつくらないということよろしいんでしょうか。1点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 町道認定されたやつを町道認定を外すということは、ちょっとよ

くわからんのですが、そうなる、何になるんですか。里道とか、ちょっとよくわかりませんが、それは誰の管理するものなのか。その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回廃止しようとする路線につきましては、たしか、里道はございません。ただ、今吉地区から道路の建設要望がありまして、3路線のうち2路線については道路の整備は完了しました。それによって、それまでは道路として接道していない農地がございまして、営農活動する中で道路が必要ということで、道路認定をしたのではないかというように思っておりますが、現在道路が西側と東側に接道しまして、先ほど申し上げましたように、未接道の農地はなくなったということから、今回もう建設の必要はなくなったと判断し、路線の認定を廃止するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 要するに、そうなったら、どうなるんですか。その道路ちゅうか、道路じゃねえんか、何か知らんけど、それは誰の管理になるんですか。誰のものなんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 個人の農地になります。（「個人の農地」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号町道路線の廃止については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後4時46分休憩

午後4時47分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開します。

---

**日程第21. 請願第1号 玄海原発の再稼働に反対する請願**

○議長（若山 征洋君） 日程第21、請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願を議題といたします。

事務局に請願書を朗読いたさせます。事務局長。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、請願文書表、受理番号1、受理年月日平成29年2月23日、玄海原発の再稼働に反対する請願。

請願者、吉富町幸子2の1、吉富町原水爆禁止協議会、代表末光美智子様。

紹介議員は、岸本議員です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 紹介議員に要旨の説明を求めます。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この請願の文書の中に書いてあるとおりです。福島原発の事故がいかに悲惨であるかということは、皆さん御承知のとおりだと思います。原発は一たび事故を起こすと大変なことになります。あのときは想定外想定外と言っておりましたが、こういう事故を経験した私たちは、もう想定外ということは言えないかと思えます。

それから、電気は足りています。原発が全く動いていない時期がありました。そのときも電気は足りていました。そして、再生可能エネルギーを活用するという方向性も示されております。さらに、玄海原発の場合、吉富町は、30km圏内には入っておりませんが、風のぐあいによっては、その放射能は届きます。町民の安全安心のためにも、ぜひ、この請願採択していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本紹介議員の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本請願に対して御質疑はありますか。質疑、どうぞ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。4行目、上から4行目ですね。原子力規制委員会の審査が通ったわけでしょう。ここに、その次のところに、安全性を保障するものではないというのは、これ本当なんですか。安全だというような適合されて、多分いいと思いますよと、ちゅうことだろうと思うんですよ。その点はどうなんですか。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） きちんとした文言はわかりませんが、この安全基準そのものに問題があるということは、多くの学者が指摘しております。そういう意味で、これは安全が確保されたものではないというふうに書いていると思います。学者さんたちに大変な違いがあって、「あるの」と呼ぶ者あり）はい。だから、違う、安全ではないと言っている人がいる。それでは、安全性が担保、確保されたことにはならないというふうに思います。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

お諮りします。ただいま議題になっております請願第1号は、総務文教委員会に付託したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願は総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

議員の皆さんはお疲れとは思いますが、委員会室にお集まりください。お伝えすることがあります。

午後4時52分散会

---